

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

國政研究會

比例代表法ノ研究
各國ニ於ケル比例代表法
第四輯

昭和八年七月

N

群馬
中



國政研究會

各國に於ける比例代表

比例代表の研究第四輯

昭和八年六月

6375

注意事項

- 資料は大切に扱いましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話(0272) ④ 3008番

各國に於ける比例代表

目次

- 一、各國に於ける比例代表實施狀況
二、各國に於ける比例代表の實績並に其の立法例

イギリス	オランダ	西独	オースマニア	スウェーデン	ノルウェー	スコットランド	アイルランド	スコットランド	スコットランド
英吉利	蘭	獨	オースマニア	スウェーデン	ノルウェー	スコットランド	アイルランド	スコットランド	スコットランド
古利	立法	遠	立法	實績	立法	實績	立法	實績	立法
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
大三	六三	四五	五一	三四	四一	四五	四五	四五	四五

一、比例代表實施狀況

歐洲の諸國並にその他の諸國に於ける比例代表法を
実施せし状況は左の通りである。

(甲) 歐洲の諸國

比例代表法を實施せし議會	実施の年代
一下院（大擇選舉區の下）	一九一八年
二、英蘭土	
1. Insurance Committee	一九一一年
2. National Assembly of the Church of England	
3. House of Bishops	
4. House of Clergy	
一九一九年	一九一九年
一九二一年	一九二一年

			三、蘇格蘭 (Education Authorities) 一九一八年
四、北部愛蘭土 (上院及下院)	一九二〇年		
一、上院及下院	一九二二年		
二、地方議會	一九一九年		
三、英國より獨立する以前に於ては			
イ. Irish House	一九一四年		
ロ. Joint Senate	一九一四年		
八、地方議會	一九一九年		
一、若干の市町村會	一九一九年		
二、上院及下院	一八九五年		
三、州會	一八二〇年		
白耳義 佛蘭西 愛蘭自由國 愛蘭自由國	一九一八年		

二、各州之議會

イ・テ・ツ・シ・ン

卷之三

二、ツーリング

ホーフリーズ・ホール

一八九五年実施

チベル

リハセル市

ル
サ
ン、
ガ
ル
レ
ン

チユーリツ

四、市町村會(但シフォーラベルグ、チロル地方の人口一二〇〇〇〇以上シの市町村に於ては一九〇九年以來)

ホ、オルデンブルグ
ヘ、バーデン

一、憲法制定議會

四、地方議會 大体(三) = 同ジ

ホ、オルデンブルグ
ヘ、バーデン

二、上院及下院

三、州會

六、地方議會(選擇的)

一、上院

二、下院

全部二付

一、議會

会

一九〇六年

一九〇八年

一九一五年

一九一五年

一九一九年

一九二〇年

ロバーゼル州

カツルガウ

ヨバレー

タグラルス

レアルガウ

ハ憲法制定議會

二、國議會

三、若干の市町村會等

不、普魯西その他多數の邦

ロ、ヴュルテンブルヒ

ハ、ハンブルク

ハ、バイエルン

二大統領選舉人の選定に付

六

英領自治体		米國		伊太利		二、地方議會（ブダペスト）	
大 馬 ル 印	小 喜 望 峰 市 會	一 上 院	二 下 院	ロ シ ヤ	伊 太 利	二、市 會（トレンント）	一九一〇年
四 カ ナ ダ （一九一六年以降に於て比選法を実施せり都市少なかず）	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	メ シ ン シ ナ チ 市 （オ ハ イ オ）	一 九 一 四 年	憲 法 制 定 議 會 （ケ レ ン ス キ ー 時 代）	一九一四年
三 南 阿 聯 邦	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一九一四年
不 議 會 （未 施 行）	一 九 一 四 年	一 九 一 四 年	一 九 一 八 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一九一九年
ロ 地 方 議 會 （選 擇 的）	一 九 一 六 年	一 九 一 六 年	一 九 一 八 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一九一九年
五 印 度 （一部分）	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一 九 一 九 年	一九一九年

アルゼンチン

地方議會

一一八七三年

ゾーマ

國會及地方議會

一八九五年

ウルグアイ

下院

一九〇八年

アルゼンチン

地 方 議 會

一九一〇年

二、各國に於ける比例代表の實績並に其の立法例

比例代表制は小黨の孤立を助長し、政界の不確立を招來すると豫想され其他幾多の批難がこれに對して論議せられたに拘はらず、大戰前に於ては僅かに瑞西、白耳義、芬蘭、瑞典、ブルガリヤ、下秣、葡萄牙、ウルグロイ等の主として小國に過ぎなかつたが、大戰後獨逸がワイマール憲法に於て選舉法の原則として普通、直接、秘密、平等の諸原則と共に比例代表制をかかげたを始めとして、和蘭、ポーランド、墺太利、ハンガリー、ルーマニア、チエツコ・スロバキア、ノールウエー、エストニア、ラドヴィア、リスニア、ルクセンブルグ、エーポースラビアが相次いで名簿式比例代表を採用し、歐洲の大部の國々に實施され、ニカ外ケレンスキイ時代も露西亞、ムツソリーニ獨裁以前の伊太利、一九二七年比例代表法廢止以前の佛國に於ても採用され、又英國の大學生選舉區、加奈陀、愛蘭土

自由國、米國に於ける一部の州の地方議會選舉に於て單記移讓式が実施された。

尚小野塚博士は「比例代表の迅速に徹底的に文明諸國に普及せた理由」として次の三大原因の存在することを擧げて（小野塚博士著「現代政治の諸研究」）

- 一、優勢政黨又は政權把持者は歎して現状變更を好まず、彼等は比例代表採用の結果が彼等の地位に不利の結果を齎さんことを恐るゝ者なし

二、比例代表は従来概して相當有力（優勢にあらずとも）なる政綱中にはかゝらず（労働者代表の政黨は其例外なり）一個人としては比例代表に熱心なる名士は各國に少からずと雖も、政黨の政綱にあらず以上其主張實現の機會は諸政黨を通じて相當に共鳴者を有するに比例すれば案外に過少なり。

三、一般人民の惰性は非常時にあり乍ら限り政治上にも概して強大にて、幹主張は容易に民衆の賛成を得難く、比例代表に関する亦専と述べて居る。

現在に於て比例代表制を採用して居な、主な國は英本國（大學選舉區を除く）、佛國（一九一九年実施、一九二七年廢止）、米國（一部の州の地方議會を除く）日本及び一党獨裁制を行つてゐる露西亞、伊太利等である。主なる國へ比例代表制の実績とその立法例を記述すれば左の如くである。

イ、英吉利

a、実績

續

英國に於ては其殖民地中に早くより比例代表法を採用し、現に之を実施して居るものもあるが、英本國に於ける下院議員選舉は今日も原則として小選舉區制を採用し、僅かに例外として大學選舉區に付て申譯的に比例代表法が行はれて居るに過ぎない。

現在の制度たる多數制が完全に多數國民の意思を代表して居るには、その著しい實例として次に舉げた一九三四年の總選舉の結果に徴して明かである。

一九三四年總選舉（無競争當選を含まず）

	當選者	比例代表の場合	投票總數に對する各黨得票數の比例	一九三四年總選舉				
				保守黨	自由黨	労働黨	其他	
	三九九	二七九	四八・三					
	三六	一〇四	一七・六					
	一四三	一九三	三三・〇					
	五	七	一・一					

以上の如くてあって、若く英國に於て比例代表制の実施せられた場合は

各黨の勢力は投票數に應じて著しき變更を加へるゝのである。

比例代表法が右の如く現在の選舉制度に比して理論上合理的であり又一步進歩せるものなることは議論の餘地なく、理論上之に對して反対を唱へるものがないにも拘はらず、今猶其實施に付ては一般に比較的熱意を有たず、又實際上それ程問題とせられて居ないやうである。

其理由に付て一部の人は

英國に於ては其國民特有の政治的傳統に依て三黨或は多數政黨の並立よりも、寧ろ二大政黨の對立を以て政黨の常態として居るの結果、未だ比例代表法なるものの必要が痛切に實感せられて居ない。蓋し、英國の議會は他の諸國の議會に於て見るが如き單なる立法部ではない、それは遙かに立法部以上のものであつて、其内容は引いて政府即ち行政部の内容を決定するのみならず、其任期中常に之を支持し且つを支配するのである。之が英國獨特の議會政治的

民主政治であつて如何なる代表法を採用せんとするにしても、英國に於ては全く氏の如き政治的原則を無視することは出来ない、英國人にして此の如き政治的原則を以て金科玉條よりと看做して居る以上、比例代表法の如き理論上多分の魅惑力を有して居るにも拘らず、實際上に於ては二大政黨の對立より、寧ろ多數政黨の对立を以て前提とし且つ下院に對して幾多の勢力伯仲したる多數党を招致する結果、内政及び外交上に於て激刺として確乎たる政府の組織をして不可能ならしめた所の代表法は、假令積極的に反対せられずと雖も常に多大の疑惑を以て觀られて居る。

と説いて居るが、一九三一年以後の英國政界は誠に混頓たるもの觀があつて、實ては二大政黨の對立を以て骨子として來た英國が喻へ過渡期の一時的現象であつて、結局其の傳統たる二大政黨對立の常態に復すものなりとは言へ現在の政党は次の通りであつて佛蘭西、獨逸、其他の國と相類似する政情に在ると謂

ひ得る。

保 守 党	四七〇
國 民 自 由 党	三五
自 由 党	三三
國 民 勞 働 党	一三
國 民 劳 働 党	二
獨 立 自 由 党	四
獨 立 自 由 党	五二
計	六一一

比例代表法に就ては實行の上に幾多の不便ありと反対したるものも少くなかつたがスコットランド學務委員選舉、アイルランド市會議員選舉、大學代表下院議員選舉に於て示されたる結果に對して、其主張を変じた者

もあつて、今日も尚批難として残されてゐる問題は選舉費用の増加と、補缺選舉の煩雑の二點がその重なるものであるやうであつて、又一方に於ては、比例代表の実施に至らないのは叙上の理由よりも寧ろ政治上、黨勢上の懸引に基く所多く、一面には、理論を以て想察するを得ざる幾多の複雜なる其時代、其の地方の特殊事情が存するのであるとも云はれて居る。

比例代表に対する各政黨の態度を觀るに、勞働党は比例代表に賛成し、一九一八年同党大會に於ては比例代表制に賛成の決議を以て以來常に其の運動に参加して來つたが、一九三〇年第二次マグドナルド内閣に於て「比例代表と選擇投票」に関する選舉法改正調査委員會に於て勞働党は選舉法改正の必要に対する態度は曖昧であつたが、比例代表制には極力反対したと言はれてゐる、自由党は比例代表を極力主張して居るのであつて、同黨のグリーフを總裁とする The Proportional Representation Society は自由党員を主なる會員として其の主張の宣傳に努め、又自由党内部に於て、

既に一九二二年五月の National Liberal Federation の總委員會に於ては國會及び地方政治機關議員選舉に於ても比例代表制度を採用することは緊急の必要なりとの決議を考へ、一九二二年暮の總選舉に於ては自由党獨立派は之を政綱の一として掲げ、又勞働党内閣時代には自由党は比例代表制度法案提出に付勞働党の公式支持を要求したことは、又一九二五年一月自由党全國大會に於て採用せられた「自由党の主義及目的」に關する宣言中に比例代表制度若くは是が実行不可能の場合は選擇代表制度を採用することに依り民衆政治を改革すべしとの決議を採擇した、又裏に述べた一九三〇年の選舉法改正委員會に於ても熱心に比例代表を固執した。

保守党は党の態度は何れとも決定してゐない、しかし、大部分の議員は之に反対して居るのであつて、一九三〇年の選舉法改正委員會に於ても選舉法改正の必要を認めない旨を述べた。

要するに英國に於ける比例代表の主張は大政黨より歎せられずして、現制の

打破に依つて局面を展開せんとする少數党が聲を大にして叫んで居る現状であつて、偶々其の主張が國民大衆の意志と合致するとき、其の聲は愈々大となつて遂に實現の期に到達するのであるが、果してさう云ふ氣運が向いて来るであろう。

どうか、

長、英國の立法

英國下院議員選舉に付て比例代表法を採用して居るのは左の大學生選舉區の中四區であつて即す一九一八年國民代表法第二十條第一號に選出議員二名或は二名以上を有する大學選舉區に於ける競争的選舉に於ては全數の議員選舉は常に比例代表の原則に依るべし、各選舉人は本法に規定せられたる如き一票の移譲し得べき投票を有すとあるに據つたものである。

大學選舉區

イングランド及ウェールズ

オックスフォード大學	二
ケムブリッヂ大學	二
ロンドン大學	二
ウェーリズ大學	一
スコットランド	一

ダラム大學、マンチエスター・ヴィクトーリア大學、リヴァプール大學、リーズ大學、シェフフィールド大學、バーミンガム大學、及ブリストル大學

二 人

サント・アンドリュース大學、グラスゴー大學、アバディン大學、

三 人

反エдинバラ大學

大學選舉區に於て行はれて居る比例代表法は單記移譲式比例代表であつて、當選標準數算出方法はドループ式算出方法が採用せられて、投票の移譲方法はヘーア・クラーク法が採用せられて居る。

英國に於てはノミネーションの制度に依つて居るのであって、諸國の議員候補者名簿の提出に相當する制度である。ノミネーションは選舉長の定むる一朞の期日に於て、各一人の提議者と副提議者並に八人の賛成者——此等の者は何れも當該選舉區の選舉人たるを要する——の連署を以て選舉長に對して為さるる、ノミネーションの結果選舉すべき議員の數を超ゆる場合に於てのみ投票を行ふのであって、然らざるときは所謂無競争當選によつて、ノミネートされた候補者は直に當選人となる。

二・投票

各選舉人は唯一票を有するのみであつて、投票の為に議員候補者の氏名をアルファベット順に印刷表示した投票用紙が準備せらるる、選舉人は、其投票用紙の自己の當選を希望する順序に従つて、候補者の氏名の上に123等の數字を記入して投票する。記入するに當つて必ずしも同一黨派の候補者を選擇するを要しないので、自由に異なる党派の候補は札る。

者を選擇することが出来る。

三・當選人の決定

投票の終了後、選舉長は選舉區内の各投票所の投票を選舉會場に集めて投票の有效無効を決定する。若く「一」の記入を缺く投票、數人の候補者に「一」を記入した投票或は同一候補者に對して「一」の數字のみならず、他の數字を併記せられて居るものは何れも無効として取扱はれる。

次に有效投票總數を基礎として、ドレー式算出法に依つて當選標準數を算出する。即ち選舉すべき議員の數に一を加へたる數を以て有效投票總數を除して得た商に一を加へ端數を切り捨てたる數を以て當選標準數と為すのである。

次に有效投票を第一順位の記載に依つて候補者毎に區分して、各候補者の第一順位得票を計算して、當選標準數以上の第一順位得票を有す

3候補者があれば、之を當選人と決定する、之に依つて必要數の當選人を得られないときは投票の移讓を行ふのである、即ち第一順位の得票を以て當選人と決定した者の剩餘投票を第二順位の候補者に移讓する。若し第二順位の候補者が既に當選人と決定せられて居る場合は未だ當選人と決定せらるまゝ、次順位へ移讓するのであって、此場合剩餘投票を有する當選人が二人以上あるときは剩餘投票の多い者から移讓の手續を行ふ、同數の剩餘投票を有する當選人が二人以上あるときは最多數の移讓可能な投票を有する者より行ひ、移讓可能な投票も亦同數の者が二人以上あるときは選舉長は抽籤を以て定める。

投票移讓方法はヘーア・クラーク法を採用せらるて居る、即ち剩餘投票のある當選人の間での得票を調べて先づ之を移讓可能な投票と移讓不能の投票とに區分する、次に移讓可能な投票を第二順位候補者別に計算し、各第二順位候補者をして移讓可能な投票中、第二順位に指定した投票の數に応じて按分比例的に剩餘投票を配分するのである。

剩餘投票移讓に依つて當選標準數に達した候補者は其の者を當選人とする。即ち其の當選人と決定せられたる者に剩餘投票が生じた場合に於ては更に第一次の場合と同様に次順位者に移讓するのである。此の場合に移讓すべき投票は前回に移讓を受けた投票の中から之を採りるのである。かくして必要數の當選人が得られまい限り此の手續を繰返す。

剩餘投票の移讓手續を盡すも仍必要數の當選人を得られない場合に於ては議員候補者中最少の得票を有する者を除斥して、其の得票を次順位に移讓する、もし最下位に同數の得票を有する候補者が二人以上あるときは、就中最多數の移讓可能な投票を有するもより行ひ、其の得票數も亦同じ者數人あるときは選舉長の抽籤によつて順序を定める。此等の手續を繼續して行く中残存せる議員候補者の數が、その選舉すべき議員の數より既に當選人と決定せられた者の數を控除した残數と同數となつた場合には投票移讓の手

續を行はず、其の残存候補者は當選人と決定する力であつて、此は當選標準數制度に對する例外を為すものである。

右の手續によつて、一九一八年十二月大學選舉區に於て、英國最初の比例代表法に依る下院議員の選舉は次の如くであつて其の成績頗る良好であった。

「スコットランド大學

定員三名

候補者

五名

候補者

五名

Sir. W. Watson Cheyne

3. 17 19 候選

Mrs. D. Mrs. Cowan

3. 14 19 同

Sir. Henry Cratik

3. 2 5 6 同

Dr. Peter Macdonald

1. 5 8 1

Prof. W. R. Smith

5 10

1. 2. 9 5 7

此の場合に於ける當選標準數は $\frac{12935}{3} (\text{有效投票總數}) + 1 = 3.234$
 三・二三四票であつて、多數得票者三人共當選標準數を超過して居たので第二投票以下の移讓計算の必要なく三人は直に當選決定した。

「ダブリン大學」(ダブリン大學は一九一八年國民代表法制定當時は二人の議員を選出したるも今日に於ては選出せず)

定員二名

候補者四名

得票

Rt. Hon. A. M. Samuels 1. 2 7 3

Sir Robert L. Woods 1. 1 9 3

Mr. Morgan Gellett 6 3 1

Capt. Stephen Guyenne 2 5 7

計 2. 9 5 7

此の場合に於て當選標準數は $\frac{2.954}{2} (\text{選出議員數}) + 1 = 2.954$ 九八五票
 であつて二に超過せる得票者はサミュエルであつて、第一投票に於て當選と決

定した而してサミュエルの超過數は二八八票である。

此に於てサミュエル總得票一一七三票を調査した處第二順位記載は次の如くであった

Jellet	1768	1.8233
Woods	406	
Gwynn	59	

第二候補者
記入候投票
40

而して移譲セーラベキ割合は

$$\begin{array}{r} \text{Jellet} \\ 1768 \times \frac{288}{1233} = 171 \frac{53}{137} \\ \hline \text{Woods} \\ 406 \times \frac{288}{1233} = 94 \frac{114}{137} \\ \hline \text{Gwynn} \\ 59 \times \frac{288}{1233} = 13 \frac{107}{137} \end{array}$$

即十右の三人がサミュエルの當選標準數超過數+移譲セーラベキ得票は

左通りである

Jellet	178
Woods	97
Gwynn	14

255

最初の得票

移譲に依る得票

Woods

1793

+

575

=

2368

Jellet

631

+

179

=

810

Gwynn

257

+

14

=

271

此の結果未だ當選標準數九八五票得たる者なく、依て最少得票のギンを除
却して其の得票ニヤ一票を移譲の結果次の數を得た。

Woods

206

Jellet

16

} 271

=九

最後の結果は次の如くであつて、サムエル、サンデルの名が當選した。

"

Non-transferrable 46 /

Samuel 985

Woods 1,094

Jellett 826

Gwynne 一

Non-transferrable 49

2,954

一九一八年十二月總選舉成績(ダブリン大學)

有效投票總數 " 九五四

選出議員數 =

當選標準數 九八五

候補者	第一回計算		第二回計算		第三回計算	
	最初の得票 Samuel 雷選標準 準數据過移報	結果 Gwynne 得票 Jellett 結果	結果 Samuel 雷選標準 準數据過移報	結果 Gwynne 得票 Jellett 結果	結果 Samuel 雷選標準 準數据過移報	結果 Gwynne 得票 Jellett 結果
Gwynne	257	+	14	271	-	271
Jellett	631	+	179	810	+	16
Samuel	1,1273	-	288	985	-	985
Woods	793	+	97	888	+	206
Non-transferrable	-	-	-	49	49	
計	2,954	-	2,954	-	2,954	

英國に於ける「比例代表協会」

比例代表協会

英國に於ける比例代表に関する運動は殆ど其の全部が比例代表協会(

International Representation Society)に依つて為されて居たのであ

つ同協会は一八八四年に設立され Prof. John. East Gray を會長とし

て John D. Longfellow は主事として活動を續けてゐる。自由黨員を其主なる會員とし又政界、學界の知名の人々も會員となり各地に支部を設けてあり、其他會員は遠く加奈陀、南阿、濠洲等の各植民地を始め米國、日本にも及んでゐる。

協會の主なる事業は模範投票、集會、講演及、宣傳冊子の發行であつて、去る四月には J. R. Pamphlets No. 1 を發行した。

先年水野練太郎博士が外遊の際、倫敦の比例代表協會に主事のハンフリーを訪ひ、比例代表問題に關して意見の交換をしたが、その時ハンフリーは水野博士に次の如く語った（水野博士著、歐米政界の新潮流）

今日の選舉制度には缺陷勘しといひ、今日の議會は真正の國民代表機關でない、之をして真正の國民代表機關たりしものには是非共比例代表制を採用しなければならぬ、各國選舉の狀態を見るに眞に國民の意志を代表せらるものと認すべきものは極めて斯り、現に英國に於て最近行はれたる總選舉の結果を認めべきものではある。

果を見ると保守黨は四百二人と云ふ絶對多數を占めたる、之を以て直ちに國民多數の代表と見ることは出来ない。

この總選舉に於て保守黨の總得票數は七、三六七、五六九票、労働黨の總得票數は五、四七一、一八〇票、自由黨の總得票數は二、八九七、一九三票であつたから労働、自由兩黨の得票數を合すれば保守党より約有萬票の多さを占めて居るに拘らず、當選者は保守党が四百二人と云ふ不自然なる數を示して居る、比例代表制によるとキは保守党が二百八十六、労働党三百十三、自由党九十五となるのである。

從て議會に於て自由党と労働党が聯合すれば保守黨に勝て得るのである。然るに保守黨が斯く絶對多數を制したるは全く不自然なることであつて、不合理なる選舉制度の結果である、之を以て議會は國民の代表機關であると云ふことは言ひ得しない、是れ即ち比例代表制に依るに非ざれば眞に國民を代表するものであると言ふことの出來ない所以である。

英國の政治家が比例代表制の合理的なるを認めながら、之を実行するに躊躇するは近眼的浅見である。大政党対立のみを夢みて少數代表に意を致さうは、将来議會政治に累ひするものなることを悟らないのである。見よ、今日保守党が勢力を占め得たるも、他日必ず労働党の天下とならん、労働党が権力を握るの日は急進過激なる政策を実現せんとする危険がある。比例代表制を行へば保守党も相當の勢力を占め自由黨も少數代表者を出し、茲に國民各方面の意見が議會に反映せられ、一方に偏せざる中正の政治が行はるゝのである。議會は國民各階級の縮圖であらねばならぬ、それには比例代表制に依るの外はないのである。

ロ、タスマニア

タスマニアは一八九六年に議會の議員選舉に單記移讓式比例代表法を実施した。最も古くより比例代表を行つて居る國である。一九〇七年には選舉法に改正を

加へて、移讓の方法を從來のヘーヤ、クラーク法を捨て、グレザリー法を採用した。選舉法其後數次改正せられたけれども投票の移讓其他比例代表の骨子に付では變更はなかつた。タスマニアは最も進歩した單記移讓式比例代表法を採用して居る國と謂ふことが出来る

一、選舉區の構成

選舉區構成

立候補届出

全國は五の選舉區に分たれて、各選舉區の議員定數は六人である。

英國に於けると同様ノミネーションの制度を探つて居るのであって、其の期日は選舉命令中に於て政府が之を定める。ノミネーションは選舉二人以上の署名を以て一定の様式に依る文書に依つて其の選舉區の選舉長に届出下り、選舉長は届出した候補者に就き其資格の有無を審査し、適法の候補者を確定する。而して此候補者が議員定數を超えたる場合に限り選舉を行ふのであって若く候補者が議員定數を超過一なハトキは無投票を以てノミネートされた候補者を

當選人と決定する

三、投票

選舉當日各投票所に於て國の選舉主任官に於て調製した投票用紙を各選舉人に交付する。此投票用紙には總ての議員候補者の氏名をアルファベット順に依り印刷する。

選舉人は各自單に一票を有するに過ぎないであつて、投票用紙の順位記入欄に自己の當選を狀する順序に従ひ各議員候補者の順位を1又3の記號を付して投函するのであつて、此場合に於ては勿論第一順位に自由黨候補者を擇じ第二順位に労働黨候補者を擇んでも差支ない、併し選舉人は議員候補者中三人に對ては必ず順位を附せなければならぬ、三人を超ゆる議員候補者に順位を付すか否かは任意である。

當選人の決定

投票が終つたときは投票管理者は投票函を開き、投票の有効無効を決定

して第一順位の記載に依り候補者別に區分して之を選舉長に送付する。選舉長は選舉區全体の投票に付て有効投票と無効投票に付し、有効投票の第一順位に記載せられた候補者別に區分して、こゝ得票數を計算する。次に有效投票總數を基礎としてドループ式算出法に依り當選標準數を算出す。即ち選舉すべき議員の數に一を加へた數を以て有效投票總數を除し依つて得た商に一を加へ、一に満たない端數を切捨てた數を求め之を以て當選標準數とするのである。

投票總數 = $\frac{\text{投票總數}}{\text{議員候補者} + 1}$

となるのである。

各議員候補者は其の第一順位得票數が當選標準數に達するときは當選人として宣言せられ、而して當選人と決定せられた者に剩餘投票が存するときは順次^ムを次の順位者に移讓するのであつて、此の移讓に関してはグレゴリー法が用ひられる。(グレゴリー法の祥細は比例代表の研究第二輯参照)

グレゴリー法はヘーア法に於けるか如き、所謂偶然の分子を一掃する為に提案されたもので其の手續の概要は次の如くである。

剩餘投票を有する議員候補者の總ての投票を、移讓可能なものと、移讓不能の投票とに分けて、次に移讓可能な投票の數を以て剩餘投票の數を除して、依つて得た數が移讓價値となるのである。而して移譲し得べき投票中、第二順位を指定したる投票の數に移讓價値の數を割りて得た數を第二順位者に移譲する、此場合に於て生じた端數は之を切捨てる、要するに現実なる投票用紙の移譲を行ふに非ずして單に抽象的な投票價値の移譲を行ふものである。

第一次の投票移譲手續の結果第二順位者が當選標準數に達する得票を有するに至りたるときは、之を當選人として決定する。而して其の者に剩餘投票の存するときは之を更に次の順位者に移譲する、此場合に於ては其の者を第二順位に於て指定した總ての投票を、之を移讓可能と移讓不能

の投票に分つて移讓可能の投票の數を以て剩餘投票の數を除して得たる數を以て移讓價値とする、而て移譲し得べき投票中第三順位者を指定したる投票の數に移讓價値の數を割りて得た數を移譲する、此の場合に於ても計算上生じた端數は之を切捨てる、此の結果當選標準數に達する得票を有するに至りたるときは、之を當選人と決定する。而て其の者に剩餘投票存するときは同様の手續を以て次順位者に移譲する、其の以下も之に倣ふのである。

此移譲に依つて尚標準數に達する候補者の得られないときは、最低位の候補者を除斥して其の投票を次順位者に移譲するのであって、其の結果標準數に達したるときは之を當選人とすることは勿論であつて、若し其の者に剩餘投票の存するときは次の最低位の候補者の除斥を行ふに先ち、之を次順位者に移譲する、この最低位候補者の除斥は残存する候補者の數と既に當選人と決定せられた者の數との合計が選舉すべき議員の數と

同數にならずを反覆する。前に至れば残存する候補者は直ちに當選人と決定するのである。

尚ダスマニアに於ける從來の總選舉——一九〇九年より一九一六年に至る四年の總選舉の実績を示せば次の如くであつて比例選舉の目的は達せられて居ると謂ふことが出来る。

獨逸				實績				自由黨				中立			
總選舉	得票	議席	得票比例の議席	得票	議席	得票比例の議席	得票	議席	得票	議席	得票比例の議席	得票	議席	得票比例の議席	
1909	19,067	12	11,69	29,893	18	18,31	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1912	33,634	14	13,66	40,252	16	16,34	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1919	31,633	14	13,77	36,157	16	15,78	977	—	0,43	—	—	—	—	—	—
1916	33,200	14	13,93	35,200	16	15,27	1,817	1	0,80	—	—	—	—	—	—

獨逸

八 獨逸

4. 實績

諸外國の中で最も徹底せる比例代表制を原則的に採用して居るのは獨逸であつて、單に國議會に實施して居るなりでなく、邦議會の選舉に付ても比例代表制が認められて居る。現行選舉法は一九二〇年四月二十七日の國選舉法に基くものであつて其後、一九二二年十月二十四日の國法律、一九二三年十二月二十三日の國法律及一九二四年三月十三日の國法律等に依つて二三の修正を見たが何等實質的には變更せられなかつた。

獨逸の選舉法に於ては、嚴格名簿式に採用し、三段組織の選舉區制及議員の總數の規定なく所謂自動式議席配當法を採つて居るのが其の特徴であつて、此の方法に依つて行われた一九二〇年並に一九二四年の總選舉の實際的結果は左の通りであつて、比例的であつた。

黨派	一九二〇年		一九二四年		議席數
	得票數	(單位千)	得票數	(單位千)	
國粹黨	四二四九、一		八九一、九		一四
國民黨	三九一九、四		六六二〇、二		一一〇
中夾黨	三八四五、〇		三〇一七、一		五〇
民主黨	二三三三、七		四〇六一、五		六八
社會民主黨	六一〇、四、四		一九〇、二、六		三二
獨立社會黨	五〇四六、八		七七八八、二		一三〇
共产党	五八九、五		一〇二		一
ハノーヴァー黨	三一九、五		八四		
			四		
			二六七九、四		
			二五八、一		
			四五		
			一		

然るに獨逸に於ては謳歌された比例代表も年々之れに對する不満の聲は擴大されて行く有様であつて、現に一九三四年の選舉法の改正に當つて、大選舉區制の下に於ては候補

者と選舉人の關係を疎闊せしむる缺點、あるを以て小選舉區制に復帰せしめんとし、又比較的の多數の有力なる人々によつて比例代表制——少くとも嚴制強制名簿式に對する強い反対の意見が表明せられ、比例代表其自身の廢止には憲法の改正を必要とするが故に、取り敢へず單記委讓式を採用すべしとの議が盛んに論議せられた。併し選舉法改正案は議會解散のために実現せらば手輿論の期待は裏切られた。

一九三六年一月二十六日には時の首相ルターは國政府が選舉法改正の意あることを表明し、翌一九三七年十月十八日には中央党は國議會に於て、此問題に關して「問責的質問」を為した。

現行獨逸の選舉法に對する一般的な重要な批難は二つに要約するこゝが出來る、第一は大選舉區制に對する不満であり、第二は嚴格名簿制に對する批難であつて、例へば、一九三〇年の國政府選舉法改正草案理由書に於ては次の様な批難を述べて、その改革の基本を明かにした

「現行選舉法への批難は一般的であり、筆と共に強くなつてきた、批難の第一は選舉人が候補者の選擇に對して何等の影響を及ぼし得ぬことに向けらるゝこれは過大なる選舉區制に基く長い拘束された名簿制の結果である。選舉人は候補者と全く接觸をもたない、選舉は非人格である、選舉人は最早一人の人間を選ぶりでなく、選舉行為はある政黨的原理への信念の表白を意味するに過ぎぬ、自動式計算法を極度にすゝめ最も小さい政派へ投げられた投票をも數學的正確さをもつて利用する結果、最早耐へ難い程の政黨の分裂が生ずる、選舉法の改正は長い名簿と大きな選舉區の廢止を目的とせねばならぬ、同時に議會に於て明瞭なる多數、少數關係を齎すやうに努むべきである、議者主義の憲法をもつ國の議會の任務は國家に指導者を與へるにあり、小党分立の支配の下にあっては議會は此の任務を果すことは出来ぬ。」以上の大く獨逸の比例、代表制に批難の矢を放つて居るのである、選舉法の改正については直に現行比例代表制の改革が問題とせられて、今や獨逸に於ては同

法は人氣を失いつゝあるやうである。

独逸立法

獨逸に於ては若干の邦は既に歐洲大戰前から其の議會の議員選舉に對比例、代表法を採用して居たけれども、聯邦又は國の選舉に比例代表法を採用したのは一九一八年十月三十日憲法制定獨逸國民議會議員選舉=閣スル命令しが最初であつて、國議會議員の選舉に付ては一九二〇年四月二十七日の國選舉法に依つて採用せられた、その後一九二二年、一九二三年、一九二四年、等に改正せり、小が比例代表法の骨子に付ては何等の變更ない、獨逸法の主要なる特徴は左の諸點に在る。

- 1. 政黨主義に徹底した所謂嚴正強制又絶對拘束の名簿主義を採つて居ること
- 2. 議席配當の基數を法定し、所謂自動式議席配當法を採つて居ること
- 3. 選舉區構成

獨逸法に於ては選舉區の構成は三段組織で、第一段に於て全国は三十五の選

選舉區（註）に分す、此の選舉區は必ずしも邦の區域によるものでなく、一つ邦にして數選舉區に分たれたるものもあり、二以上の邦にて一つの選舉區を有して居るものある、最大の選舉區は人口約二百六十萬を擁し、最小の選舉區は人口約八十七萬である、第二段に於て一箇又は數箇の選舉區の區域を以て選舉區聯合が設けられて其の數は十六である、第三段に於て全國が又一つの選舉區を有して居る、國議員候補者名簿、國選舉長等の制度があつて全國的に議席の配當が行はれる。

獨逸法に於ては議員の定數は定められて居ない、議員の數は有效投票の多少によつて決定するのであつて、一九二〇年法律制定以来行はれた選舉の結果に付て見るに左の如く變動して居る。

元ニ〇年以降
選出議員數

一九二〇年	四五九
一九二四年三月	四五七

一九二四年十二月

四九三

一九二八年

四九一

一九三〇年

五七七

一九三三年

六四六

二、議員候補者名簿の提出及確定

議員候補者の届出は議員候補者名簿の提出によつて為される、議員候補者名簿には區議員候補者名簿と國議員候補者名簿との二種がある。

1、區議員候補者名簿の提出

各党派は其党員を區選舉區の候補者たゞしめるには選舉期日前十七日迄に其區選舉長の許に區候補者名簿を提出せねばならぬ。而して此名簿には其選舉區の選舉人五〇人以上の署名を得て之を提出する。尤もこの五百人以上の署名は選舉人五〇人以上が其の名簿又は之を連合し若くは立と同一の國議員候補者名簿に連結する他の區議員候補者名簿を支持するときは必

ずとも必要でなく、此場合は選舉人三十人以上を以て足る、區候補者名簿は此等各選舉區に於て各派に就き其候補者の當選の順位を定むる基礎となるが故に名簿には總ての議員候補者の氏名を明瞭に其の順序を示すやうに記載することを要する。

左の外更に候補者自身が選舉長に對して同意の意志を通告しなければならない、此通告も亦選舉前十七日迄に其の區選舉長に到達することを要する、區選舉長は此期日前に同意の通告をなさない候補者に就ては其氏名を候補者名簿から削除する、一の選舉區に於ては同一の議員候補者を二以上の名簿に記載することを認めない、名簿に記載しえべき候補者の數には制限ない。

口、區議員候補者名簿の合同

此等の區選舉正名簿は其の選舉區聯合内に於て同派の他の區選舉區の名簿に之を合併し合同名簿となすことを得る、名簿を合併せんとするときは、

候補者名簿
合同

各名簿に於て指定せられてゐる署名人の代表者が合意の上連くとも選舉期日前十二日迄に書面を以て其聯合選舉長にその旨を届出でなければならぬ。

國議員候補者名簿提出者名簿

八、國議員候補者名簿は連くとも選舉期日前十四日迄に選舉人二十人以上の署名を以て國選舉長に提出することを要する、名簿には明瞭なる順序を以て總ての議員候補者の氏名を記載することを要する、名簿には之を記載することを同意した者のみを記載する、此の同意は連くとも選舉期日前十四日迄に國選舉長に到達することを要し、此等の點は總て區候補者名簿届出の場合と同様であつて、候補者が二個以上の異なりたる國候補者名簿に於て同時に候補者になり得ない點も同様である、區候補者名簿と國候補者名簿とに重複記載することは差支ない、名簿に記載しえべき議員候補者の數には制限はない。

二、區議員候補者名簿と國議員候補者名簿との連結

區議員候補者名簿は國議員候補者名簿に連結せしめることを得た連
結の表示は遅くとも選舉期日前八日迄に其の區名簿の屬する選舉區の選
舉長に對して為すことを要し、連結の表示が為されて居るときは區名簿の
残餘投票は其の連結する國名簿に移讓され、その國名簿に對する議
席配當の基礎として用ひられる。

九 議員候補者名簿の審査及確定
名簿の審査及確定

區議員候補者名簿は選舉長が選舉人の中から四人乃至八人の委員を
選定して選舉會を組織し、選舉長が議長となつて之を審査し及確定
する。確定後に於ては名簿を變更一又は撤回することを得ない。區議員候
補者名簿の聯合の届出は聯合選舉長が選舉人中より選任する四人の委員
を以て組織する聯合選舉會に於て之を審査。聯合選舉會に於て聯合
の表示を承認したならば直ちに其旨を關係選舉長に通知する。

國名簿に於ては六人の委員を選定し前同様の方法を以て確定し國選舉長
其の國議員候補者名簿を併せて公示するを要する。

は之を選舉期日前十一日までに公示しなければならない

各選舉區の選舉長は遅くとも選舉期日前四日迄に總ての區議員候補者
名簿を公示することを要し、名簿の聯合が行はれて居る場合には其の聯合
の表示を併せて公示し又名簿が國議員名簿に連結せられて居る場合には
其の國議員候補者名簿を併せて公示するを要する。

三 投 票

投票は此候補者名簿に對して行はれる。各選舉人は、其選舉區に於ける區
候補者名簿の一に屬する氏名を擇み之を投票紙に記載するか又は其他の方
法により自己の投票意志を表示する。勿論數名の候補者の氏名を記しても
差支ないが、二個以上の異なる候補者名簿の候補者を同一投票用紙に記載
したもののは無効である。

選舉人は單に名簿を選擇し得るのみであつて、候補者個人を選擇する
ことを認めざるない。選舉人は各政黨の主義政策を見て其政黨に投票

するに止まって、何人を當選人とすゝか又其順位を如何にするかは全く名簿を提出する政黨が夫々決定するのであって名簿に強い拘束力又は強制力を認めて居るのであって、即ち絶對拘束又は嚴正強制投票名簿主義を採用しておるのである。

投票は投票所に於て行はれ、各選舉區は通常市町村の區域に従ひ更に數個の投票區に區分されて居る。選舉人は投票用紙に適當な記入を終之を官印を押捺せる封筒に入れて投函する。投票用紙は各邦の政社が選舉區毎に調製する。投票用紙には届出のありたる總ての區議員候補者の氏名を表示するのであるが此場合總ての議員候補者の氏名を表示するのではなく政党名と第一位より第四位に至る四人の候補者の氏名のみを表示する。

四、各名簿に對する議席の配當

投票が終つたならば投票管理者が豫め有權者中より選定したる三名乃至六人の立會人と共に投票會を開いて開票を行ひ、投票の有效無効を決定

し、各名簿が其投票區に於て取得した有效投票の數を計算して、其結果は之を所属選舉區の選舉長に報告する。

區選舉長は各投票所からの報告を受けたときは選舉會を開いて、各党派が此の選舉區に於て得たる有效投票の總數を決定し、各名簿に對し六萬票に一個の割合を以て議席を分配するのである。

獨逸法に於ては議席配當基數は初めより法定せられて居るのであって選舉毎に配當基數を決定する必要はない。議席配當の手續は終つたまゝは、區選舉長はこの手續に於て生じた残餘投票を國選舉會に移譲する。國選舉會に於ては二段の手續を行ふ、第一段の手續は各選舉區聯合内に於ける議席の配當であつて、各選舉區聯合に付其選舉區聯合内に於て聯合せられた名區議員候補者名簿に生じた残餘投票數を合算し、其の残餘投票數が六萬に達する毎に其聯合せられた名簿の一團に對して一箇の議席を配當する、次に其配當せられた議席を特定の區名簿に

附典するのであるが、此の場合に於ては残餘投票數が大なるものより順次その議席を附典する。

若く二以上の區名簿が同數の残餘投票を有する場合を生じたときは議席を附典すべき順序は抽籤による。尚各區名簿の残餘投票數が何れも三萬に達しないときは此等の區名簿は此選舉區聯合を區域とする議席の配當に参加することを得ないのである。此の場合には其の残餘投票は直接當該名簿へ連結する國名簿に移讓せられる。

第二段の手續は國議員候補者名簿に對する議席の配當であつて、國選舉會に於ては區議員候補者名簿の聯合が行はれなかつた為め又は各區議員候補者名簿の殘餘投票が三萬に達しなかつた為め直に國議員候補者名簿に移讓せられた其の殘餘投票及選舉區聯合内に於ける議席の配達に際して生じた殘餘投票を集計して各國議員候補者名簿に屬すべき殘餘投票の數を計算する。勿論、殘餘投票が國名簿に屬する為には殘餘投

票の生じた區名簿に付豫め國名簿との連結が届出でられて居ることが必要である。次に各國名簿に對して其名簿に屬する殘餘投票數が六萬に達する毎に議席一箇を配當する。二の手續に於ては最後に生じた三萬以上の殘餘投票は六萬票と看做して其の名簿に對て更に議席一箇を賦與する。併し他方に於ては又此國候補者名簿に對する分配には一つの制限が存して、此分配に於ては何れの國候補者名簿と雖も其の連結する區候補者名簿に對して既に配當せられて居る議席數の合計と同數迄しか配當せられない、蓋し全國に亘つて單に六萬票を獲得すれば一名の議員を選出（得ること）するに於ては多數の小黨を數卓所謂党派の分裂を甚しくするの懼れあるから、この弊を防止せんとの目的に出でた制限である。

議席の配當に關聯して、議席の移讓が認められて居る、即ち或る區名簿は配當せられた議席數が其候補者數を超過したときは、超過しただけの議席數は選舉區聯合に之を移讓（選舉區聯合に於ても分配し盡す

二つの出来なかつた場合には是れ亦國候補者名簿に移讓せられ其先順位から順次當選て、若し其の國候補者名簿に賦與せられた議席數か候補者數よりも多かつた場合には、此超過した議席數だけは之を空席とすることにして居る。

當選人の決定

五、當選人の決定

區名簿に關しても亦國名簿に關しても、凡そ名簿に記載せられた議席は總て其の名簿に記載せられた氏名の順序に従つて順次各議員候補者に與へられる、選舉人は單に名簿に對して投票するのみであつて、候補者又は其の順位を變更することは絶対に許されない、當選の順位は各名簿提出者たる各政黨に於て決定せられる。

當選人及議員の補充

六、當選人及議員の補充

何等かの事由によつて當選人又は議員に缺員の生じた場合には其の缺員と舉を絶対に行はず缺員は其の儘に放置する。

さて之を補充する、仍且缺員を補充することを得ない場合に於ても補缺選

當選人及議員の補充

六、當選人及議員の補充

何等かの事由によつて當選人又は議員に缺員の生じた場合には其の缺員と舉を絶対に行らず缺員は其の儘に放置する。

さて之を補充する、仍且缺員を補充することを得ない場合に於ても補缺選

(附記)

五八

一九三三年二月二日附ヒットラー内閣は左の通り選舉法改正に関する大統領令及選舉法實施に関する命令を發布した

聯邦選舉法改正に關する大統領令

一九三三年二月二日附

聯邦憲法第四十八條第二項に基き次の如く規定す

第一條 略

一、略

二、略

三、第十五條第三項に次の項を加ふ

區議員選舉名簿は、一つの議席の獲得に必要な投票と少くとも同數の選舉區聯合の區選舉人に依り、署名せらるべきものとす、一つの選舉團(党)にて其の區議員選舉名簿の一つに、この條件を充たすときは、其党の他の區議員選舉名簿は、五十人の選

舉名簿にて足る。

四、第十五條に於ては、第三項に従ひ、次の新一項が、第三項のあとに加へらるゝもすとす

第三項に於ける規定は、最後の議會に少くとも一人の議員を選出し居たる選舉團(党)の區議員選舉名簿には適用せず

區議員選舉名簿(聯邦選舉法實施に關する命令 一九三三年二月二日附)

第一條 最後の議會に少くとも一人の議員を選出したる選舉團(党)の區議員選舉名簿には選舉區の少くとも二十人の選舉人による署名にて足る、其他の區議員選舉名簿は選舉區聯合の少くとも六萬人の選舉人により署名せらるべきものとす

全國三十五區
選舉區及
十七區之選舉區聯合
五聯合

(註) 全國三十五區之選舉區及
十七區之選舉區聯合

1	Potsdam	I	11	Magdeburg
2	Berlin	II	12	Brandenburg
3	Potsdam		13	Prussia
4	Potsdam	III	14	Sachsen-Anhalt
5	Frankfurt a.o.		15	Hamburg
6	Pomerania	IV	16	Weser-Ems
7	Mecklenburg		17	West-Sachsen
8	Bremen	V	18	Saxony-Anhalt - Braunschweig
9	Siegen			
10	Oppeln	VI	19	Westfalen-Nord

* 1

19	Westfalen - Nord	X	28	Niedersachsen - Oberpfalz	I
20	Westfalen - Süd		29	Franken	
21) Sessen - Nassau	XI	30	Pfalz	
22	Hessen - Darmstadt		31	Dresden - Bantian	
23	Cöln - Dachen		32	Leipzig	
24	Coblenz - Trier	XII	33	Chemnitz - Zwickau	
25	Düsseldorff - Ost		34	Württemberg	
26	Düsseldorff - West	XIII	35	Baden	
27	Otherbayer - Schlesien	XIV			
					XVII

(表中ローマ数字は選舉區聯合)

二、佛蘭西 a. 実績

佛蘭西に於ける比例代表制は一九一三年に下院を通過したが、上院に於て可決せられなかつた、一九一四年の總選舉に際して、この問題は再び選舉場裡の一争點として論議せられて當選者の大多數は比例代表制を包含する選舉法改正に賛成する旨を公言したが、大戰中に於ては此の如き問題は凡て開却せられて、一九一九年春期に至つて漸く速記及比例主義採用の改正法案は下院に提出せられて、大多數を以て可決（一八對二七）せられたが、上院に於ける形勢は依然として改正反対の潮流強大であつたが、執拗に輿論に抵抗する事を試みずして多少の修正を施した後同案を可決（八七對一三四）して、修正案は直ちに下院に回付せられて、下院に於ては両院の交渉を重ねて選舉法改正の時期更に遲延を來すと恐れて修正案を採用した（棄權者一、

反対一〇三、賛成三二八）、がくて佛國政界の一眉顯であつた選舉法改正問題は一九一九年七月十二日、代議士選舉に關する法律を改正して比例代表を認める連記名簿を設定する所の法律となつて現れ、茲に一段落を見るに至つた。

然して、その改正の特色とする處を見ると、

1、大選舉區（註）連記制であるが、候補者名簿に依つて當選者を公開し決定するの制度を加味した、これを過半數當選主義と比例代表主義との結合であつて、比例代表主義は僅に第二位に於て其存立を認められたるに止まって、徹底的採用を去る事遠く、從つて比例代表制の主張者は新法を目て讓歩に過ぎたる妥協であるとして之に満足しなかつた。

只選舉有權者は一の候補者名簿中より或人名を抹殺して、之に代ふことに他の名簿中の候補者を以てする事が出来、所謂組合（のりあわせ）

式であつて、有權者の任意取捨の権利を認めた。

2、選舉に際して候補者又は政綱其他政戰運動に必要なる掲示廣告等を街頭に自由に書き貼布する事を制限して只之を一定の公認掲示場に於てのみなましむる事とした。

（註）佛國ハ九十縣を以て百選舉區とすて、大多數の縣は一縣を以て一區とす、只八縣に於て之を分割し、其中七縣は各二區とす、單にセース縣のみ巴里市三區及郡部一區合計四區に分けた。而して以上の各區より少きも三人、多きは十四人に達する議員を選出せしむ、而して植民地は立て十區に分つて、一區に就き一人又は二人を選出せしむ、

等であった。

既に、其後再び單記投票法に關する下院議員選舉法改正案は、一九二七年の議會に於て論争せられて、右党及中央諸派は改正案に反

對して、現行選舉法の維持を主張し、急進社會黨は社會黨の支持を得て極力改正案を通過せしめんとして、遂に左党側の主張勝利して、同年七月十二日改正案下院を通過。次で十四日無修正の儘上院に於て議決せられて、單記投票法、即ち郡或は區なる小選舉區を以て單位とする單記投票法を採用するに至つたものである。

以上の如く、佛國に於ける比例代表は一九一九年に採用せられて、其後一九二七年に再び舊制度の單記投票法に復活したのであって、比例代表制は全く失敗に終つたものと謂ふべきである。

蓋一九一九年の佛國に於ける選舉法は多數代表法の一たる連記投票法と比例代表法と云ふ調和すへからざる原理に基ける二方法を無理に組合せた不調和なる立法であつて、二箇の相容れぬ二党派即ち比例代表法主張者と多數代表法を主張する者とが提携した結果成立したものであつて佛蘭西人は之を呼んで「融和せざる混合物」(*Un mélange incongruent*)と稱した。

六 佛國の立法

一、選舉區の構成

一九一九年の佛蘭西の選舉法は從來の郡或は區を以て選舉區とした制度即ち小選舉區を廢して、代るに「縣を以て選舉區とする連記投票法」を採用而して各縣中芳其選出議員數六名を認めるものある場合は其縣は法律に依つて之を數個の選舉區に分割するとか出來る、但し各選舉區は少くとも三名の議員を選出し得るやうに之を分割しなければならぬ、而して、若縣選出議員の割合は佛國の國籍を有する住民八萬五千人に付て議員一名であった、若其剩餘數にして三萬七千五百人を超過する場合に於ては更に一名の議員を加へる、

議員候補者は夫々名簿を以て推薦せられ、名簿は選舉期日の遅くとも十二日前に之を縣廳へ提出する。縣廳に於ては提出せられたる各名簿を審査して其の適法なるものは之を登録し、而て登録せられたる候補者の氏名は選舉期日の二日以前に之を投票所に告示する。

投票

三 投票

中立候補者は選舉人百名の署名ありたる場合は之を一個と看做した。選舉人は議員定數と同數迄の票を有して、選舉人は投票用紙に此數の限度内に於て種々の名簿上に於ける候補者中其欲する者を選んで記入するのである。指名投票である。勿論自由組合せを認められて居るのである。

議席の配當

四 議席の配當及決定

第一に各候補者の中にて其得たる指名投票の數が有效投票總數の過半數即ち絶對多數を得たる候補者は當選するのである。此第一

の決定は過半數法によつてなされる。

次に右の過半數法に依る當選者の數が議員定數に達しないときは、始めて比例代表法に依つて之を分配するのである。其手續は各名簿に就き、其の名簿上の候補者の得たる指名投票へ總數を計算して、之を其名簿の有する候補者數を以て除し、かくして各名簿の平均投票數を算出する。而て此平均得票數が即ち各名簿の間に議席を配當するに當つて、其割當の基礎となる數であつて、此各平均得票數を、議員定數に依り有效投票(即ち有效投票用紙)の總數を除して得た所の當選標準數を以て除し、得たる數に從て各名簿に未配當の議席を分配する。即ち此の手續は比例代表法の應用に外ならぬ、此の手續に依て尚全部の議席を分配し盡し得ないときは残餘の議席は最多數の平均得票數を有する名簿に之を與へるのである。茲で再び單純なる多數決主義に帰るのである。

故に此の選舉法は比例代表法よりも寧ろ多數代表法に重きを置かれて居り、多數に對しては二重の配當を為して居るのであって比例代表法其自身より觀たる時は全く不徹底なるものであつて、各黨派をして不自然なる合同を誘致せしめるに至つた。

之を一九一九年十月の總選舉に就て見ると、

於には有效投票數三六、八一四票、定員四名、第一名簿共和聯合、第二名簿共和左黨、第三名簿中立であつた、併して第一名簿に屬する一候補者は其個人的得票が一九、三四一に達して過半數（二二二、六七七票）を得て當選し、未配當の議席三個に對して名簿の平均投票數を求めた結果、第一名簿一八、一五三、第二名簿一四、六六四、第三名簿三、三四二の割合であつた、當選標準數は $\frac{36.814}{4} = 9.2035$ 下あつて第一名簿第二名簿に對して各々此標準數を基礎として一個づゝの議席が與へられたが尚一個未配當であるから、更に立を最大の平均數を有する第一名簿に與へたのである、即ち第一

名簿は約一萬八千の有效投票を以て三個の議席を得、第二名簿は約一萬四千五百の有效投票を得たにも拘らず一個の議席を得たに止まり、差し、之を純粹なる比例代表法に據れば第一名簿二個、第二名簿二個となる筈である、だま純然たる連訛多數代表法に依つたとすれば總ての議席は第一名簿に與へられること、なほから、此方法の方が所謂少數代表の目的を達する意味に於てはより公平であるが、決して比例的に好結果を得て居ない。

以上の如く一九一九年の選舉法は多數代表法も比例代表法も共に不徹底に終了の結果となつたのである。

六、塙太利

七二

塙太利に於て比例代表法が國の選舉に初めて実施せられたのは一九二五年十二月十八日の憲法制定國民議會議員選舉法であつて、國民議會の議員選舉に付ては一九二〇年七月二日の選舉法に依つて採用せられた、その主要な特徴は二點にある。即ち

- 一、政黨主義に徹底した所謂絶對拘束主義又は嚴正強制名簿主義
- 二、依つて居ること。

成選舉區構成

- 一、選舉區構成
- 二、残餘議席配當の為二段組織の重複選舉區制を採つて居ること

最小の選舉區は議員定數四人である
只大々數選舉區の區域を以て全國は四の選舉區縣合に分たれて、選舉區聯合に於ては各選舉區に於て生じた端數投票を集計して之に對して同様に各選舉區に於て生じた残餘議席を配當する、議員定數は定められて居ない。

二、議員候補者名簿の提出及確定

議員候補者名簿に選舉區名簿と聯合區名簿との二種がある。
1、選舉區名簿は各選舉人の集團即ち黨派が提出するのであるが、それは各選舉區の選舉人一〇〇人以上の署名を以て選舉期日の三週間前に各選舉區の選舉廳に提出するを要する、名簿には選舉すべき議員の數の二倍迄の數の候補者を記載することを得、各候補者には明白な順位を附すことを要する、同一の議員候補者は同一の選舉區に於て二以上の名簿に記載せられることを得ない。候補者の死亡、辭退、

被選舉權の喪失等の場合に行つては選舉期日前十日迄に限り之を補充することが出来る。選舉廳は各名簿が必要數の署名人を有するか、名簿中に記載せられた候補者が被選舉權を有するかを審査し、必要數の署名人なき場合は其名簿の提出は無効とする。又被選舉權なき候補者の氏名は其の名簿から削除せられ、後者ノ場合は新なる候補者を以て補充することを許され、選舉長は選舉期日前七日に至れば總ての名簿を締切り、之を提出の順位に公示する。只選舉區聯合内に於て行はるゝ議席の第二次開當に参加せんとする党派は選舉期日前十日迄に其の聯合區選舉長に對して申請を為すことを得る。此の申請を為した党派は、選舉期日前八日迄に聯合區名簿を提出すると否とは任意である。聯合區名簿には其選舉區聯合所屬の選舉區の一に於て其党派を提出することを得た場合に於ても特に聯合區名簿を提出する。

投票

三 投 票

派の名簿は候補者として記載せられて居る者に限り之を記載することが出来る。

投票用紙は官給主義でなく自辨主義を採つて居て、選舉人は投票用紙に自己の賛成する党派の名稱、又は其の党派に属する候補者の一人又は數人の氏名を記載すれば宜いのである。其記載は、手書、印刷其の他の各種の複製方法を以て為すことを得る。投票用紙はこれを男女別に依つて色を異にする投票用封筒に入れて投票管理者に手交して、投票管理者は之を投票函に投入する。

四、各黨派に對する議席の配當

開票手續は投票區毎に行ふ、各投票所に於て投票の效力を決定し、各党派名簿の取得した有效投票の數を決する。次に各選舉區の選舉長は其選舉區内の各投票區に於ける開票の結果を綜じて且ニを再審して

三十六、丁亥歲次及己亥，安東惠政二十六年

六

議席の配當は二段に行はれるのであつて、第一段の議席配當手續は各選舉區に於て各黨派の得票數を基礎として行はれる、其選舉區に於て選舉すべき議員の數に一を加へたる數を以て其選舉區に於ける有效投票の總數を除して得たる商の直近上級の整數を以て之を議席配當基數として、各黨派の得票數が此の議席配當基數に達する毎に議席一箇を配當する。

第二段に於て各選舉區聯合に付各黨派の残餘投票數を集計し二を基礎として行はれる即ち縣令選舉長は其選舉區聯合内に於ける残餘投票の總數及各黨派に屬する残餘投票の數を決定して、各黨派に對して其黨派に屬する残餘投票數を基礎とし所謂ドント式議席配當法に於て其選舉區聯合内に於て生れた残餘議席を配當する、固より議席配當の參加を申請しなれば黨派は議席の配當を受くることを得ない、第

當選人之決策

二段の議席開當に關ては第一段に於て一箇の議席をも取得しなかつた
党派は其の剩餘投票數の如何に拘らず議席の開當を得ない制限が
ある。

議員の補缺

議員候補者は選舉區名簿に付ても又聯合區名簿に付ても名簿記載の順位に従つて當選人を決定せられる所謂絶對拘束の名簿主義である。

位
仁
依
3。

ヘ、白耳義

現行白耳義選舉法は大体に於て一八九四年の立法議會議員選舉法を基礎として、一八九九年の比例選舉に関する法律によって修正を加へたものであつて單記名簿式比例代表法の祖國と言ふことが出来る。

今日歐洲大陸に於て多數の國が比例代表制を實施するに至つたのは白耳義が率先して此方法を實驗した結果が好き效果を齎したものと深く關係があると謂はねばならぬ。

白耳義に於ては其後一九二八年及一九二九年に於て相當廣範圍の改正があつたが、比例代表法の要點に付ては何等變更がなかつた。

其の主要なる特徴を掲げると左の諸點である。

一、名簿に據つて居るが、政黨主義と個人主義又は人格主義とを調和せしめた所謂單純強制又は單純拘束主義で、各選舉人は名簿に

對す了投票も出來ず、特定の候補者に對す了指名投票とすることも出来ず。

二、議席の配當は所謂ドント式で、各名簿が得たる投票數に比例して、各党派の間に之を分配する

三、議員の補缺に備ふる為に豫め、補充員を選出せしめる制度を採つて居る
四、或は範圍に於て候補者名簿の聯合を認めて居ること

一、選舉區の構成

選舉區の構成

選舉區は郡を基礎として構成せられて、全國は三十の選舉區に分たれて、各選舉區に對する總數一八七の議席が配當せられて居る。最大の選舉區は議員定數二大人であり、最小の選舉區は議員定數三人である。

二、議員候補者名簿の提出及確定

名簿の提出

選舉長は期日前少く共二十六日迄に議員候補者名簿及立會人の指名書を受理すべき日時及場所を告示する。名簿は満くとも選舉期日前

特徴

二十一日迄に當該選舉區に於ける選舉人百名以上の署名を以て選舉長に提出するを要する、名簿には選舉すべき議員の數を超える本候補者と本候補者の數を超えず且つ七人を超えない豫備候補者とを記載することを許さざる、候補者には明白なる順序を付して名簿には被推薦者の承諾書を添付するを要し、同一人は同一の選舉區に於て二以上の名簿に記載せらるることを得ない、同一人が同一名簿に於て同時に本候補者及豫備候補者として記載せらるゝは差支ない。

名簿の提出期限が経過すれば、其後二時間を経過した後選舉長は名簿の假決定をす、次に其翌日の一時より四時迄の名簿閲覽期間を経過すれば、直に名簿は確定する、而して其候補が選舉すべき議員の數を超過一まいときは選舉長は候補者を直に當選人として告示する、此場合豫備候補者は名簿記載の順位に依て當選人と決定され更に、或選舉區に於て二箇以上の名簿が提出せられ且各名

簿に記載せられた本候補者及豫備候補者の總數が選舉すべき議員の數を超えまいときは選舉長は直に其の總ての本候補者及豫備候補者を當選人と告示するのであって無競争當選の制度が認められて居る、

三 投 票

當該選舉區に於ける總ての名簿を表示した投票用紙が準備せられる、投票用紙に於ける名簿表示の順序は政黨政派に属するものを先にしてそれにも属しないものを後にし、而して政党政派に属するもの又は政党政派に属しないもの、間に於ては抽籤により順序を定め、各名簿に於ける候補者の順序は推薦狀に於ける記載の順序による、豫備候補者は一團として本候補の後に置かれる。

選舉人は一人一票を有して、投票の方法は名簿記載の本候補者及豫備候補者の順位を其儘承認して名簿自體に對して投票することを可能であり又本候補者又は豫備候補者の中特定の一人に對して優先

的地位を與へる為指名投票を為すことも出来り。

要するに選舉人は其の欲する所にすゝ名簿投票と指名投票と何れか一を選擇する事が出来るのであって、選舉人に或範圍に於て候補者の選擇の自由を認めるのであって此点絶對強制の獨逸法、自由組合せを認める瑞西法と異る所である。

議席の配當

四、各名簿に対する議席の配當

開票所は駅、投票所三ヶ所に對して一ヶ所の割合で設置せられ、此の開票所では、各投票所より送付したる密封の投票用紙の包を受領すると共に、開票管理者は開票立會人と共に、受領後一時間を超えまい範圍内に行て、投票用紙を計算して其總數を調書に記入する、次に管理者及開票所の役員は此投票用紙を攬き混ぜて後一々これを開票して次の通りを分類する。

イ、各名簿毎に（独立候補者は
の名簿と看做される）其名簿又は名簿に屬する各候補者に

に與へる投票用紙

只二個以上の名簿の候補者に對し同時に投票を與へる投票用紙（此の種の投票は無効）

ハ、疑義のある投票用紙

ニ、白紙又は無効の投票用紙

投票用紙の分類が終ったとき、其之を調書と共に選舉會に送付する、選舉長は選舉立會人立會の上で再び投票を審査し、當該選舉區の全部に付各名簿毎に當該名簿に對する名簿投票の數と當該名簿に屬する候補者に對する指名投票の數とを決定するのであって、此の双方の合計が名簿の總得票となり、名簿に對する議席配當の基礎となる。指名投票は單に候補者個人に對する投票たるの意義を有するのみならず又名簿に對する投票たるの意義を有するもので、例へば一九一〇年、アラッセルに於て行はれた選舉の結果は此計算に依つて次の如く決定さ

黨派名	名簿投票數	指名投票數	合計
加特力黨	九七、三五八	三一、七九四	一二九、一五二
自由黨	七三、六五九	二五、九七五	九九、六三四
社會黨	五三、九一一	一四、六九三	六八、大〇四

各名簿の得票數が決定するときは、所謂ドント式法に従つて各名簿に對して議席を配當する。其の手續は各黨派の得票數の其の大なるものより順次配列して、之を順次1、又、3、4、5、等の數を以て除して、よつて得たる商を其の大なるものより順次に選舉すべき議員の數大配列して最後に配列せられた商を以て當選標準數とする。

例へば、グラツセルに於ては定員二十一名の選舉區であるが次の如く割つて行つた。

	加特力黨名簿	自由黨名簿	社會黨名簿
1除	129,152 (1)	99,634 (2)	68,604 (3)
2除	64,576 (4)	49,817 (5)	34,302 (7)
3除	43,050 (6)	33,211 (8)	22,901 (12)
4除	32,288 (9)	24,908 (11)	17,150 (16)
5除	25,230 (10)	19,926 (14)	13,720 (21)
6除	21,525 (13)	16,605 (17)	11,434
7除	18,450 (15)	14,233 (20)	
8除	16,144 (18)	12,454	
9除	14,350 (19)		
10除	12,915		

而して各名簿に對して此の當選標準數を以て其の得票數を除して得た商に相當する丈の議席を配當するのである。此の手續に於て若く一個

の議席が同一の資格に於て數箇の名簿に歸屬するが如き、場合を生じたとき、其の議席は最多數の得票ある名簿に附與し、得票數同士ときは最多數の得票を有する候補者の属する名簿に附與し、仍決(山賀)ときとは就中最年長者の属する名簿に之を轉へるものとして居る。

特殊の場合として或る名簿に配當せられた議席の數が其名簿に属する本候補者及豫備候補者の數を超ゆるときは其の超過數の議席は他の名簿に對して移讓せられ、超過數の議席を移讓する方法としては各名簿の残餘得票數を基礎とドント式方法を用ひて其の議席を各名簿間に配當する。

五、當選人決定

各名簿に對する議席の配當が終つたならば各名簿毎に其の配當せられた議席數の範圍内に於て當選人を決定する。

不配當せられた議席の數が其名簿に記載せられた本候補者の數と同一を與へられる、其の順序は得票數の多少に依るのであるが、計算方法は本候補者の得票數の計算方法と同様である。

ときはその本候補者は總て當選人となる。

只、配當せられた議席の數がその本候補者の數より多きときは本候補者は總て當選人と決定せられ、残餘の議席は豫備候補者に對して與へられる、其の順序は得票數の多少に依るのであるが、計算方法は本候補者の得票數の計算方法と同様である。

ハ、多くの場合に於ては配當せられた議席數よりも名簿上の本候補者の數が多いとちふのが普通であつて、此場合には得票數の多い候補者より順次其の配當せられた議席の數に達する迄の者を當選人と決定する。即ち當選人の決定は得票數主義に據るのであって、其の得票數の計算に關しては、單に指名投票の數のみを基礎とするのではなく、(イ)候補者に對する指名投票は絶對的に其の者の得票として計算する。(ロ)更に名簿投票は之を第一順位記載の候補者より順次當該候補者に對する指名投票の數との合計の當選標準數に達する迄各候補

者の得票に移譲加算して各候補者の得票數を決定する、例へば
前に掲げた一九一〇年のブリッセルの選舉に於て加特力黨の得たる名簿
投票は九七、三五八票であつて、此の名簿得票は其各候補者に次の如
く分配された（當選標準數は三三二である）

候補者名	順位	個人得票	當選票數
Nervinck	1	741 + 12,979 = 13,720	
De Lantshere	2	670 + 13,050 = 13,720	
Vanderlinden	3	364 + 13,356 = 13,720	
Rentkin	4	1,835 + 11,885 = 13,720	
Canton de Vat	5	1,357 + 12,363 = 13,720	
Theodor	6	1,601 + 12,119 = 13,720	
De Rue	7	2,782 + 10,940 = 13,720	
Wanvermann	8	1,497 + 10,666 = 13,720	

De Coster	9	6,869 + 0 = 6,869
Calfo	10	13,980 + 0 = 13,980
合計		31,794 + 27,358 = 129,152

而して當選の順序は得票の多き者より當選者となるを原則とし、
得票相等（そくとう）ときは名簿上の順位に依るのであるから、此場合に於ては
第十位にある Calfo が一三九八〇票の指名投票を得て最多數であ
るから當選（次に Nervinck 以下 De Rue 並同數であるから、名簿上
の順位に従つて當選する。然るに既當せられた議席數は九個であつ
て、尚一個の議席が残存するを以て、更に次の高點者 Wanvermann に
與へる。

六、議員の補缺

議員に缺員を生じたときは其の缺員となつた議員の屬（大名簿に於け
る豫備候補者中未だ當選人とならぬ者より之を繰上げ補充す）、

補充の順位は豫備候補者の得票數の多少に依る、得票數同じとき、
は名簿記載の順序により、得票數の計算方法は本候補者の得票數
の計算方法と同一である、豫備候補者は如何なる場合に於ても本候補
者の數を越えて當選人と決定せらるることを得ない。

名簿の聯合

一、議員候補者名簿の聯合

同一の州内に於ける名簿の聯合が認められて居る、即ち一つの名簿候補者は其の推薦人の同意を得て同一州内の他の選舉區にて提出せられた名簿の候補者と共に議席配當の目的を以て聯合を為す旨の宣言を為すことが出来る、此の場合に於ても投票の手續は同様であるが、議席配當の手續は全く異なるのであって、要するに聯合せられた數名簿の得票總數が議席配當の基礎とせられ、且議席配當の方法に付てはドント式でなくしてハーゲンバッハ、ビショップ式が用いられるのである、

瑞西聯邦

特徵

ト 瑞 西 聯 邦

歐洲大陸に於て名簿式比例代表制が最初に行はれたのは瑞西聯邦に屬する各州であつて、瑞西は實に名簿式比例代表法の祖國である。

瑞西聯邦法の主要な點は次の如くである

- 一、政黨主義を基礎としながら而も相當廣い範圍に於て個人主義又は人権主義を加味した自由組合主義（候補者の融合、パナシヤージュク制）を採用して居ること
- 二、議席の分配はハーゲンバッハ、ビショップ式配當法を採つて居ること
- 三、名簿の合同をなすを許可して居ること

選舉區は州（Kantons）又は半州（Halbkantons）を基礎として構成せられ、之に對して總數一八七の議席が配當せられて居る、各選舉區中最も大

選舉區の構成

なるものは議員定數三十人であり、最も少く、まゝとしては議員定數一人のものが四區あるが、其他は何れも議員定數二人以上である。議員定數一人の選舉區に關ては固より比例代表法は行はれぬ。

二、議員候補者名簿の提出

候補者名簿
の提出

名簿は遅くとも選舉期日前二十日迄に之を選舉區を管轄する州廳に提出することを要す。名簿には其選舉區内の選舉人十五人以上の手書に依る署名を必要とし、名簿には其選舉區より選出すべき議員定數と同數の候補者を列記することが出来る。勿論、議員定數に不足する候補者を記載して届出をすることを出来るが議員定數を超過してはならない。若く議員定數を超過して候補者名を記載せられたときは、其末端にある氏名は削除せらるゝ。同一名簿に同一候補者を反覆して記載することも出来ずが（所謂公認聚積、Official Recognition）二回以上同一氏名を反覆記載することは出来ない。同一選舉區に於ては同一候補者を二

以上の名簿に記載することを得ない。若く記載せられた場合は其州廳は此選舉者に對して選舉當日前十六日迄に其何れか一の名簿を選擇すべき旨を通知し、其選擇を為さしめる。候補者が此の期日前に此選擇をしなかつたときは官廳は抽籤を以て其屬すべき名簿を決定する。候補者名簿の提出が終つたならば州廳又は其指定したる選舉官は名簿を審査して、被選舉権なき候補者は削除し、一定期間を定めて、其期間中に署名人の代表者をして削除された候補者の補充を為し、又名簿中他の名簿と混同し易き名稱を有するものがあるときは期限を指定して其の變更をさせしめる、かくて選舉期日前十三日に至れば名簿が確定する。確定後は名簿は之を改訂するを得ない、州廳は此各名簿の庄出の順序に従つて番號を付し、其稱號と番號とを付したる各名簿を一般に公示する。

瑞西聯邦法に於ては二以上の名簿の聯合が認められて居て、名簿を聯合

合せんとするときは其名簿の署名人又は其の代表者の合意を以て選舉期日前十三日前に其旨を州廳に届出でることを要する、名簿の聯合が為された場合には於ては其聯合名簿の一團は選舉手續上單一名簿の如く取扱はれる、名簿の聯合を承認した場合に於ては州廳は確定名簿の告示に階して併せて之を告示する

三、投票

投票用紙の調製及給付に關へては、各州廳の定むる所に依るのであって、即ち、各州廳は各党派等をして公示せられたる名簿の各個を印刷して之を投票用紙として使用することを許可することを得る。又州廳自身に於て各箇の名簿を夫々印刷した投票用紙を調製して之を選舉期日前八日迄に各選舉人に送付することを得るのである。何れの場合に於ても州廳は別に名簿の稱號及候補者の氏名を記入するに充分なる餘白を有する白紙投票用紙をも調製して之を選舉人に送付するか又は之を投票記載することを許されない。

票所に備へて選舉人の使用に充てねばならぬ。

選舉人は選舉すべき議員の數に達する迄の投票を為すことが出来る。(連記主義)、投票に當つて選舉人は印刷投票用紙又は白紙投票用紙の中其の何れを用ふるも自由であるが、選舉人が白紙投票用紙を用ひる場合には、選舉人は數箇の名簿中より自己の欲する候補者を自由に選擇し之を組合せ(パナシャージュ)ることが出来る。又は一候補者を反覆記載することも出来ず、併し其選舉區に於ける何れの名簿にも存在しない人の氏名を記載することを許されない、又白紙投票用紙には必ず名簿稱號を付する事が必要であつて、此の種の稱號を缺くものは無効である、反対に名簿稱號は有するも全く候補者の氏名の記入なきものは無効であつて、此點は印刷投票用紙を使用する場合に就ても同様である。又何れの場合に於ても選舉人が聚積投票を為す場合同一候補者の氏名を二回以上反覆記載することを許されない。

印刷投票用紙を使用する場合には、選舉人は、之に何等の修正を加へずして投票を得ることは勿論であるが、又手書きにて或る候補者の氏名を抹殺し、順位を變更し或は二回迄の重複記載をすることも出来ず併し相異なる名簿に屬する候補者の氏名を同一投票用紙の上に記載(パナシヤージュ)したときは其の票は無効となる。即ち此場合には抹削及び順位の變更と或る候補者の名を追加して聚積投票をなすことは出来ぬけれども候補者の配合は許されない。

議席の配當

四、各名簿に對する議席の配當

議席の配當は各名簿の黨派得票を基礎として所謂ハーゲンバッハ、ビショツフ、或議席配當法を用ひて居るのである。各党派の得票は次の如く計算せられ、

一、個人得票又は指名投票の數を計算する

二、補充得票であつて、投票用紙に記入せられた議員候補者の數が選舉すべき
議員の數に達しないときは其の數に達する迄の投票が其名簿自體に
與へられるのであって、此種の補充投票は大體次の場合に生ずる。

一、投票用紙の上に選出すべき議員定數より少なき候補者の氏名が記載せられ、其他の部分が無指名の儘にて存せられた場合又は用紙上の或る候補者名が抹消せられたる儘に存せられ追加せられざる場合只何れの名簿にも登載せられざる氏名が混合記入せられた際におて其投票用紙が名簿稱號を有する場合

ハ、同一投票用紙の上に同一候補者の氏名が二回以上反覆記入せり
れたる場合

であつて此等の場合に於ては何れも其投票用紙の有する個人得票以外の票は此名簿に對する補充得票となる。

三、各名簿に付其名簿に屬する議員候補者の個人得票の數と其の名簿に歸属した補充得票の數とを總計して得たる得票數が各名簿の

黨派得票である。

一〇〇

此當派得票が各當派に對して議席を分配するに當り其計算の基礎となる數であつて、議席を分配する方法は既に述べたやうにハーベンバーハ・ビショップ式に據つて居るのであって、其手續は選舉すべき議員の定数に一を加へた數を以て有效投票の總數を除し依つて得た商の直近上級の整數を以て當選標準數とし、而して各名簿に對して其の當派得票の數が此の選舉標準數を包含する同數丈の議席を配當するのである。此の當選標準數を基礎として議席を分配した結果、議席の全部を配當し盡すを得なかつた場合は既に各名簿に配當せられた議席の數に一を加へた數（配當せられた議席のないときは一）を以て夫々其名簿の當派得票の數を除し、依て得た商の最大なる名簿に對して残存する議席一箇を與へ、未配當の議席の存する限り同様の手續を反覆する。此の手續に於て最大の商が二以上の名簿に生じた場合には於ては、最初標

準數にて除いたときに最大の端數を有して居た名簿に此議席を配當する、端數投票が同一なるときは、該中最多數の個（得票を有する候補者の属する名簿に之を附記する、仍決く難いときは抽籤）を以て配當する。名簿を定めるのである。

又名簿が聯合された場合には聯合名簿の範圍を以て一つの名簿と同様に取扱ひ議席を配當するのである。此場合に於て其の聯合名簿の範圍に配當せられた議席を更に各箇の名簿に配當しなければならず、其場合に於ても失張りハーベンバーハ・ビショップ式配當法が用いられる。

以上の方は實際に運用せられた一九五年の總選舉に就て見ると、此選舉の際（January）に於ては有権者總數二八五八五名中有效投票一七一〇七六票であつて此等の票は次の如き割合配分せられた。

か
算

A. 民 主 席	90, 169
B. 社 會 党	43, 142
C. (A) 民 主 党	33, 145
(B) 社 會 労 働 党	4, 1128
D. (C) 新 民 進 党	20, 550

(a) 青年急進党

(b) 急進社会党

II

中立党

競争 (加特力)

$$\begin{array}{r} 528 \\ 370 \\ \hline 171,067 \end{array}$$

101

$$\begin{array}{r} 528 \\ 370 \\ \hline 18,431 \end{array}$$

競争

$$\begin{array}{r} 528 \\ 370 \\ \hline 18,431 \end{array}$$

101

而て此選舉區は議員選員八名であるから其標準數は $191,067 + (8+1) = 19,007.4$ で
3. 故に各名簿に對ては先づ左の通り議席が分配される

A	50,135	19,007.4
B	43,421	19,007.4
C	37,631	19,007.4
D	21,448	19,007.4
E	18,431	18,431

六個の議席は各名簿に分配し得たが尚二個の未配當議席が残存して居
るのであるから前に述べた手續きに従ひ、各名簿の得票を各、其の名簿
に固せられた議席數に一を加へた數を以て除し、其最大の商を得たる名

簿に配當するのであって、その結果は次の如くになる。

$$\begin{aligned} A & 50,135 + (2+1) = 16,712 \\ B & 43,421 + (2+1) = 14,473 \\ C & 37,631 + (1+1) = 18,815 \\ D & 21,448 + (1+1) = 10,724 \\ E & 18,431 + (0+1) = 18,431 \end{aligned}$$

此計算の結果はC名簿即ち急進党と社會勞働黨との聯合名簿が最大
の大商を得たから此名簿に分配し、尚一個の議席が未配當となつて同
様の手續を繰返すのであって其結果は次の如くである。

$$\begin{aligned} A & 50,135 + (2+1) = 16,712 \\ B & 43,421 + (2+1) = 14,473 \\ C & 37,631 + (2+1) = 12,543 \\ D & 21,448 + (1+1) = 10,724 \\ E & 18,431 + (0+1) = 18,431 \\ \hline & = 18,431 \end{aligned}$$

100

右の如くであつて最大の商を得たる E 名簿、即ち中立党に分配せられた。

當選人の決定

各党派に対する議席の配當が終つたならば、次には各党派間に於て當選人を決定せねばならぬ。此場合に於て

1. 或る名簿に属する候補者の數が其の名簿に配當せられた議席の數を超過しないときは直に其の總ての候補者が當選人と決定する。而して候補者の數が配當せられた議席の数より少いときは其の不足數の議席に關して補缺選舉を行ふ。

2. 或る名簿に属する候補者の數が其の名簿に配當せられた議席の數を超過するときは各候補者の個人得票の最多數を得たる者から順次當選人と決定する。但其多數を得たる候補者が二人以上あるときは名簿上の順位に依つて其先順位者から之を當選とする。

上を既に擧げたる Graméne 選舉の結果に就き三個の党派の個人得票の關係を名簿上の順位に従つて表示すれば次の如くである。

A.	B.	C.	
Démocrates (當選)	得票 6,891	Socialiste (當選) 1. Micholet (當選) 2. Nicolle 3. Michel 4. Steinweg 5. Gampart 6. Poret 7. W. Martin 8. Chapniat	得票 7,164 6,884 5,393 4,719 3,596 3,355
1. Thannoin (當選) 2. de Rabouin 3. Graméne 4. Steinweg 5. Gampart 6. Poret 7. W. Martin 8. Chapniat	得票 6,794 6,624 6,431 5,803 5,608 4,820	Radicale (當選) 1. Reichardt 2. Peter 3. Stoessel 4. Borckens 5. Tillimont 6. Lohmann 7. Torn 8. Yellot	
	5,402	4,446	
	5,339	3,927	

此等の党派は前に示した議席分配の手續に依つて各二個の議席

の順位を受けたのであるが、此表に就て注意すべきは何れの當選も其個人得票に可成り大なる差異があることであつて殊に社會黨に於ては議員定數と同數の候補者の存在するに拘らず、最初の順位の候補者が最終順位の候補者の約二倍指名投票を得て居ることである。此は選舉人が名簿の變更をかりに廣く範圍に行ひ、就中聚積投票を大に行つた事実を示すものと謂へる、但し順位には殆んど其影響なく單に社會黨の第五と第六の地位が顛倒したのみである。尚し権主義を加味したる特殊の制限として或る候補者の個人得票の數が當該名簿所屬の候補者の平均得票數の半數より少いときは其の候補者は當選人と決定せらるゝを得ないものとせられて居る、又若も同一人が數選舉區に於て當選人と決定したときは當選人に其中の一を選擇することを要し、その選擇をなきときは *Undercoat*か抽籤を以て之を定める。

六、當選人及議員の補充

當選人又は議員に缺員を生じたときは其の属して居た名簿に於ける次順位者を繰上げて之を補充する、當選人と決定せらるべキ次順位者なきときは又はなきに至ったときは補缺選舉を行ふ、又當選人の數が當初より選舉すべき議員の數に達せざるとキモ補缺選舉を行ふ、補缺選舉に關しては、缺員となつた當選人又は議員の属して居た名簿の署名人に限り名簿提出の権利を認めらるが通常であつて、其の署名人が権利を行使せざることは一般に名簿の提出を認め、又候補者の得票數が法定の最低當選點に達せざる爲め當選人と決定せらるゝを得ず、之が為當選人の數が選舉すべき議員の數に達せざるに依り行ふ補缺選舉に関しては名簿提出の権利に付す特に制限を設ぜず一般に名簿提出を認める。

以上に依つて一九一九年に行けられた總選舉に於て實際に比例代表法に依る選舉の行はれた十七選舉區に就き全体として之結果は次の如くであつて、大体に於

て比例的であるが、特に正確なる結果を得たとは謂へまい、其の理由に付て森口博士は次の如く述べて居る。即ち(一)ハーデンバッハ・ビショップ法自身が端数を全く無視する為に多數黨に有利なる傾向を有し、(二)比較的小まじ選舉區が多數の為に端数が無視せらるゝ機會を一層多くし、不精確の度を増す(三)聯合名簿の制度、候補者の配合を許した為め投票の效果を曖昧にしたことが其主たるものである。

一九一九年總選舉の結果		投 票 人 數		票 縮 數		正確なる票の比較的の數	
党	派	投 票 人 數	票 縮 數	票 縮 數	票 縮 數	票 縮 數	票 縮 數
Radicants		205,766	5,57	5,57	5,57	5,57	5,57
Socialists		168,115	3,9	3,9	3,9	3,9	3,9
Progressives		113,377	2,9	2,9	2,9	2,9	2,9
Catholiques		160,760	4,0	4,0	4,0	4,0	4,0
Liberant		28,470	0,7	0,7	0,7	0,7	0,7
Democrats		12,956	0,3	0,3	0,3	0,3	0,3
Grattéens		6,062	0,1	0,1	0,1	0,1	0,1
Evangeliques		—	—	—	—	—	—

丁 株

天 丁 株

丁株に於ては一八五五年に於て當時の一院制の議會の議員選舉の一部に比例代表法が採用せられ、國會議員の選舉に比例代表法が採用せられたことは之を以て嚆矢とする、その後一八六三年及一八六六年の憲法改正に依つて二院制の議會となつた後に於ても上院の議員選舉に付ては——上院議員の選舉は間接選舉に依つたものであつて、第二次選舉の部分に付て、比例代表法が繼續された、更に一九一五年の憲法改正以後は第一次の選舉に第二次の選舉も共に比例代表法が採用せらるゝ事となつて、今日に至つた、下院議員選舉に付ては比例代表法は久しく行はれず、一九一五年の憲法改正の際始めて行はれることとなり、其後一九二〇年四月十一日の法律に依つて重要な改正が行はれたものである、その著しい特徴を擧げると左の諸點である。

一、小選舉區比例代表制の思想に立脚した特異な立候補届出區の制度を採つて居ること

二、各黨派間の當選率の均衡を確保する為に補充議席追加開當の制度を採つて居ること

三、當選順位の決定に関して或了範圍に於て投票の移讓を認め名簿式比例代表法に或程度單記移讓式比例代表法の趣意を加味して居ること

選舉區構成

全國は二十四區の選舉區に分かれ之に對して一一八の議席が配當せられる、其中の選舉區のみは一人區であり、其は定數二人乃至六人であつて、各選舉區は議員定數と同數の立候補届出區に分かれて居る、此の立候補届出區は一九二〇年の法律改正前の小選舉區時代に於ける選舉區の區域と大体に於て一致せしめて居る、各選舉

區に配當せし水た一一八の議席の外に三一の補充議席が全國的に留保せられて居る。

二、議員候補者名簿の提出

候補者名簿
の提出

候補者名簿は党派又は個人から提出するのであって、名簿を提出し得べき党派は其の前の大院に於て議席を有しておたもの又は選舉前に少くとも一〇〇〇人の選舉人の署名を以て内務大臣に届出を為すた党派に限られて居る、個人が名簿を提出する場合には二十五人以上の選舉人の賛成あることを要する。

名簿の提出に際して各候補者が何れの立候補届出區を基礎として立候補するかを明示することが必要である、一の立候補届出區より立候補することを得べき候補者は同一党派内に於て必ずも一人には限らず、又同一の候補者が同一選舉区内の數立候補届出區から立候補することも差支ない、各党派は名簿提出に際し必ずしも各候補者の名

簿上の順位を決定して届出ることを要しない、名簿上の順位を決定して届出ると否とは各党派の任意である。但し名簿上の順位を決定して届出た場合と黙りざる場合とでは當選人の決定方法に付大まる差異を生ずる。

投票

投票用紙は立候補届出區毎に異る内容を以て調製せらる、即ち立候補届出區毎に當該立候補届出區より立候補した候補者の氏名を各党派の名簿の先順位に且太字を以て表示する、此投票用紙の特なる形式は各選舉人に對して候補者の選擇に付一の示唆を與へることとなる、大選舉區制を認めながら一方に於て小選舉區制の利益を保たしめんとする獨特の考案があつてあって、丁抹法が變形せられた小選舉區比例代表法であると方はれる理由を二つに於て、

選舉人は一箇の指名投票を為すの權利を有する、即ち選舉人は

投票用紙に表示せられた多數の候補者の中から一人に對して何等かの印しるし凸を施して投函する、此の場合當該立候補届出區より立候補した候補者を選擇すべし、法律上の拘束はないが、事實に於ては、投票用紙の特異なる形式の為各選舉人は當該立候補届出區より立候補した候補者中より選擇することとなる、各候補者に對する指名投票は候補者の個人的得票になると同時に當該党派の党派的得票たるの效果をも有するのである、

議席の配當

立候補届出區は同時に開票區として用ひられ、從つて立候補届出區毎に開票が行はれ、其結果は直に各選舉區選舉長に對して報告される、選舉會に於ては先づ其の選舉區に於ける各党派の得票數を計算する、此場合に於て各議員候補者に對する指名投票が其の候補者の屬する党派の得票として計算せられる、各党派の

得票數が確定すれば之を基準としてドント式に依つて議席を配當する、

五、當選人の決定

各黨派に對する議席の配當が終つたならば各黨派に付しに配當せられた議席の範圍内に於て當選人が決定せられる、當選人の決定方法は、黨派が候補者の名簿上の順位を以て配當した場合と然うする場合とに依つて異なるのである、

1、各黨派が候補者の名簿上の順位を定めて届出なかつた場合は單純に各候補者の個人的得票の多少の順序に依つて當選人を決定する、

2、當派が候補者の名簿上の順位を定めて届出した場合に於ては當選人の決定に付或範圍に於て投票の移讓を認める、即ち各黨派の名簿毎にドループ計算法に依つて當選點を算出し、この當選點に達す

る個人的得票ある候補者があれば先づ之を當選人と、仍其黨派に配當せられた議席の數に達する當選人を得られないときに於ては既に當選人と決定せられた者の餘剰投票を他の候補者に移譲し又は最下位得票者を除外して其得票を他の候補者に移譲する、其の移譲の順位は各名簿の冒頭に太書せられた候補者を先順位者とし、其の他は名簿に記載せられた順位に依り、投票移譲によつて當選點に達する投票を得た者を其の都度其の者を當選人と決定して以下同一手續を反覆する、

六、補充議席の配當

各選舉區に於ける議席の配當が終つたならば、人為的な選舉區の區分に依つて生ずる各黨派間の當選率の不均衡を矯正する為め全國的に三十一の補充議席が配當せられりて、其の配當の手續としては各黨派の得票數を全國的に集計し、此の各黨派の全國的總

得票に對して各選舉區の定數として法律上準へられた一一七の議席
 一から三選舉區を除く——に三一の補充議席を加へたる合計一四八
 の議席を比例的に配當する。其の方法としては全國的に集計せられた
 有效投票總數を一四八を以て陣、依つて得たる數を議席配當基數を
 數とし、各黨派に對し其の全國的得票數を此の議席配當基數を
 以て除して得た商に相當する數の議席を配當するのである。此の手續に
 依つて總ての議席を配當することを得まいときは端數投票の大なる黨
 派より順次残餘の議席を配當するのである。補充議席の配當に關し
 ては少くとも一選舉區に於て一箇の議席を取得した黨派か又は首領
 ットランド地方又は島嶼地方——全國か此の三地方に分たれて居る——
 の何れかに於て一定數の得票ある黨派かでなければ其の配當に參加する
 ことを得まい制限がある。

此の手續に依つて或る黨派に配當せられた議席の數が其の黨派に對し

既に各選舉區に於て配當せられた議席の總數を認ゆるときは其の差
 に相違する丈、議席を其の黨派に追加配當する、併し此の手續に依り
 或る黨派に配當せられた議席の數が其の黨派に對し既に各選舉區に
 於て配當せられた議席の總數に達せないと雖も別段其の黨派の
 既得の議席數を減ずることを為さない右黨派に追加配當せられた
 議席を其党派の何れの候補者名簿に與へるかに付て相當複雜
 な手續が定められて居るが之を省略する。

以上の方法に依つて一九二〇年四月に行はれた總選舉の結果は次の如く
 であつて好成績を示してゐる。

党派	得票	當選議員數	比例數
自社保急	三五〇、四〇七	四八	四八・六
由會	二九九、八九二	四二	四一・六
保守	二〇一、三一	二八	二七・七
進黨	一二二、一四五	一七	一六・九
派實	二九、二七九	四〇	四・〇

リ、比例代表法に関する主要なる立法例一覽表

一、名簿式

名簿式

國名	選舉區	投票	議席、配當	當選順位	缺員、補充
獨逸	選舉區 三段組織、重複	絕對拘束主義	自動式	名簿主義	次順位者繰上主義
奧太利	選舉區 二段組織の重複	絕對拘束主義	選舉區聯合ドント式	名簿主義	次順位者繰上主義
白耳義	選舉區 單純拘束主義	選舉區聯合ドント式 ドント式(名簿聯合場合ハシナハシヨップ式)	得票數主義	補充員補充主義	次順位者繰上主義
瑞西聯邦	パナシヤージュ ハゲンバハゼショップ式	得票數主義	次順位者繰上主義		

二、單記移讓式

單記移讓式

國名	當選標準數	投票移讓、方法
英本國	ドループ式	ヘーア・クラーク式
愛蘭自由國	ドループ式	グレゴリー式
メスマニア	ドループ式	ヘア・クラーク式
南阿聯邦	小數式	グレゴリーリー式

三、比例代表と政黨の消長

イ、小党分立に就て

就て
小党分立

歐洲大戰後世界の各國に於て革新的氣運が漲つて政治經濟上に合理化が叫ばれ、一方議會主義が強調され「投票の議會の反映の教學的合理化」を期して、少數意見の保護死票並剩票の貯生せしめよ趣旨下に、種々の比例代表制が歐洲の國々に採用された、戰前に於ては、その実施せられてゐたのは主として小國——僅かの小國に過ぎなかつたが、戰後に於ては独逸、佛蘭西、伊太利の諸大國を始めその他新興國に於ては相次いで実施せられて、比例代表制は世界の大勢であるやうに見えた。

然しながら、この比例代表法に對しては幾多の批難が加へられた、その

批難の強さもの、一つと二つと比例代表制は小党分立に導き、その結果として、政局の不安定を招來し、政党政治の運用を紊り危険があると言ふのであった、又或學者は小党分立となり政権が不確定となることはやがて独裁政治発生の素因を作り、一分二分となりもろくでちうと説いた。

これに對する反對論も諸方面に現はれて、一九一〇年の英國選舉法調査委員會報告に於ては、白耳義で始めて名簿式比例代表法を採用したときは、予期に反して幾多小党が消滅したと報告し、又フイシャー、ウイリアムは、

ベルギーの経験した所は、この批難に反して、三大政党即カトリック党、自由党、及社會党は比例制度の下に於て崩壊するよりも、寧ろ優勢になつたやうである。尤リベルギーの比例代表制度は名簿式單記投票法であることも注意せねばならぬが、尚單記移譲式を採用したタスマニアの経験も、等しく小党分立を支持するものではない、タスマニアに於ては、オーストリアの他、總ての地方に於ける如く、政治家は労働党又は反労働党の何れかに屬し、如何なる選舉制度

度を採用するか之等二つの主たる分派に存續する。

又スエーデン、フィンランド、スイスの比例代表を採用してゐる所に就て見ると比例代表採用の結果、現在の政党制度の破壊せられたと云ふ証據はない。

(T Fisher Williams, *The Reform of Political Representation*)

ト説き、又アグネス・ヘッドラム、モーレイは、

政黨の増加に對して選舉制度のから唯一の原因をなしてゐることは言はれない、原因の一は疑ひなく次の如き事実が存在するのである、即例へ職能代表制度がそれとして採用されなかつたとは言へ、一切の大陸の民主政治に於ては、一般的政治上の見解を代表するに非ざつて、一定階級の而つて又一定職業の特殊利益を代表する政党を組織へやるとする傾向の益々增大して行くことにあるのである。

(Agnes Headlam-Morley, *The new democratic constitution*)

と述べ、水野練太郎博士は大政党対立と小党分立に付て左の如く述べて比例代表に對する意見を發表してゐる。

大政党対立可か、小党分立非かの問題は政治家、学者の間に議論の岐り、所であつて、各利害の存する所なるが、大政党対立し、相互交代にて政局に當るの習慣あるときは、政權の授受は圓満に行けれど内閣は永續し、鞏固なる政策を行ひ得る、政党政治を行ふには大政党対立を可なりと言はなければならぬ。

小党分立の場合には一党派を以て内閣を組織するを得ないで、敵政党の提携に依つて聯立内閣を組織する外はない、然るに聯立内閣では其政策は絶へず動搖し、彌縫苟合一時を糊塗するを常とし、政局の安定を欠ぎ、政党の離合に因り内閣は直ちに崩壊する、之は單に理論上に止まらず、佛、獨、白其他の歐洲大陸諸邦の実例が之を証明

してゐる、内閣更迭の頻繁なことは政局の安定と政策の確立二期を得ず所以でない、内閣の永續にて内政外交に関する鞏固なる政策を樹立し且之を実行することの國家の為必要なることは言ふまでもない、余は此事情に顧み、立憲政治の運用上小党分立を不可とし、大政党対立を可とするものである。

世間には大政党対立を非なりといし、小党分立を賛する論者もなかつてはないが、此論者は大政党対立し、一政党が議會に多数を占むれば、其政党は何事も意の如く振舞ひ、所謂大政党横暴の弊に陥るのである、之に反して、小党分立すれば、互に相掣射監視する為め、横暴政治を行ふことなく從つて政界の腐敗を防止することが出来ると言主張する、是れ亦一理なきに非ずであるが、小党分立の弊害としては前述の如くであつて或る一党がキヤステイング、ポートを握ることとなり、其一党の向背如何によつて政局が支配さること、なる、僅かに十人二十人に過ぎない少

教を以て、一て全体の政局を左右し得る奇現象を呈し、結局少教者の政治と言ふことにある。故に英國の學者は之を「少教党の捕虜」と称して少教党の為に凡ての問題が支配され、多教党が却つて僅かの少教者の為に翻弄せらるゝ状態を形容してゐる。是等の理由によつて余は小党分立を不可とし、大政党對立の必要を確信する。(中略)

比例代表制を行ふときは小党分立となるは教の免れざる所である。而して小党分立が立憲政治の運用上困難なることは前に述べた通りである。英國政治家が比例代表制の理論上正當なることを認めながら、その採用に躊躇するは之が為であらぶ。最も早く比例代表制度を採用した白耳義に於てすら近時此制度の議會政治の實際に適せざるを悟り、選舉法に改正を加へんとするの議が起りつゝあることを聞くのである。

又ハシフレイ氏の意見に對して比例代表の缺點と題する論文が各所に現はれ來つた。

我が國に於ても比例代表制を賛する論者も少くないが、之が實行に就ては深き研究を要すること、思ふ。

(水野鍊太郎博士 欧米政界の新潮流)

(比例代表法批難に對ては、第五輯参照)

小党の分立に付て「各國の政党」の筆者は、歐米各國を便宜上四ヶの系統に分類して、即ちアングロ・サクソン系諸國、ゲルマン系諸國、ラテン系諸國、東北歐及亞細亞諸国とし、各々其の系統の國々の政党には多少の差異はありとするも、大体に於て共通の特異性があるとして、

一、アングロ・サクソン系
二、ゲルマン系

一、ゲルマン系
二、小党分立

等を擧げて、政党の消長を民族的に觀てたの通り述べてゐる。

アングロ・サクソン系より小党分立なるも
ゲルマン系に比せば少く

一、アングロ・サクソン系

北米合衆国、英本国、英帝国海外自治領（愛蘭、南アフリカ、加奈陀、豪^利）印度及埃及及國も假に一團としてアングロ・サクソン系諸國となす。是れ其の政黨が假令其の由來及發達の状況等に於て相互に幾分の差異ありとするも、大体に於て所謂二大政黨主義を特徴とする点に於て相一致する處あるを以てなり。即ち此等の諸國に於ては假令第三党乃至第四党ちりとするも、其勢力微々として振はざるを原則とし、少なくとも到底舊来の二大政黨に拮抗して之と覇を上下する盛容なべ。

一、アングロ・サクソン系諸國の政黨

一、正系・アングロ・サクソン諸國
(英、米、加)

二大政黨主義

二、傍系・アングロ・サクソン諸國
(愛、豪、南ア、印、エ)

アングロ・サクソンの影響に基く
二大政黨主義

二、ゲルマン系諸國

奥太利、和蘭、瑞典、瑞西、チエコ、スロバキア、丁昧、獨逸、諾威を一團として便宜之をゲルマン系諸國となす。蓋し此等國民の構成分子が主としてゲルマン民族なるが為に、其の政黨成立の状況亦極めて相類似する所あるを以てなり。

凡て此等諸國の政黨が先づアングロ・サクソン系諸國の政黨と異なり、莫少からずと雖も最も著しく矣は後者が二大政黨制を以て原則とするに反して、前者が小党分立割據の状態なることは多數を占むる。政黨の單独内閣なり、之に反してゲルマン系諸國に於ては、議會に於て多數を制し得る政黨なく、遂つて比較的優勢なる政党と雖も、他党の援助なくしては自党の政

策遂行は殆ど不可能なる關係上自然政治は數個の政黨の妥協に基く聯立内閣によりて終に行はる、有様なり。而して政府は其の成立の事情右の如くなるを以て自然之を支持する幾多政黨の希望を萬遍なく満足せしむる必要上勢ひ自黨の政策を施行し得ず、結局右せず、左せず、煮へ切らざる所謂是々非々主義を以て一時を糊塗するの傾あり、又内閣は本末融和一難き幾多政黨の一般的の妥協に依つて組織せらるゝを常とするが故に若し各政黨の利害が一致せざるに至る時は妥協は直ちに破れ、協力は遂つて消ゆ、聯立内閣は一朝にして瓦解する外なきに至る。是れアングロ・サクソン系諸國の内閣が先づ一強硬なる政策を実行し且比較的の永續するに反し、ゲルマン系諸國の政党が平凡なる政策に終始し且つ内閣が比較的短命なる所以なり。

（中略）
ラテン系諸國に於ては宗教的政黨は稀なるに反し、ゲルマン系諸國

には同一の宗教を信奉するも以て組織する政党多く且つ其傳統的基礎甚だ鞏固なること其の一なり、此等は各々其の信奉する宗教の傳統的理想の実現を目圖し、一政界のみならず更に一般社会にも相當重きをなしつゝあるけ人の知る所なり。

テテニ系諸國に於ては一地方又は一民族の利益擁護を目的とする政黨に反し、ゲルマン系諸國に於ては、一面國家的統一尚不十分なると、他面小教民族介在する為假令同一國家内に在るも民族又は地方にトリて各々其の利益關係を裏にする少なからざること其の二なり、茲に即ち一地方又は一民族の利益擁護を目的とする政黨の發達を見よに至る。

一ノ党分立

二、聯合内閣多く外閣壽命比較的短く、
又多數政黨を一樣に満足せし玉了
必要上外閣の政策は平凡となつた傾
あり

一、ゲルマン系諸國政黨の特異性

一、アングロ・サクソン系諸國の
政黨との差異

二、其政綱とする政策は一般に抽象的
にして且一般的なり

二、ラテン系諸國の
政黨との差異

一、宗教的政黨の存在
二、一地方又は一民族の利益擁護を目的とする特殊政黨の存在

三、ラテン系諸國

亜爾蘭、イタ利、西班牙、佛蘭西、白耳義、ボリビア、智利、祕露、メキシコ、ルーマニアを一團として便宜ラテン系諸國とす。是れ其の国民的構成分子が大体ラテン人種に属し、從て此等諸國の政黨が極めて相互通す所多々を以てなり、其の特徴の最も顯著なるものは、此等諸國の政黨が主義又は政策に基き集合せる團体と言はん。此等諸國の政黨が主義又は政策に基き集合せる團体と云はん。此等諸國に於ては、大小無数の政治家が少教の傑出せる大人物の傘下に集合團結し茲に所謂政黨を生ぜり、從て各政黨は夫々名稱を異にするに拘はらず、其の政綱、主張は概ね大同小異にて何れも漫然國民全般の利益擁護を標榜する場合多し、之をゲルマン系諸國の政黨が一宗教又は一地方乃至一民族の利益擁護を主張し、その旗幟の極めて鮮明なるに比

せば、大に其の趣を異にする。斯の如く政党の由来に人的分子濃厚なるを以て、政党がその成立の楔子たる中心人物と其の運命と共にすること稀ぢらず、是れラテン系諸國政党の又顯著する一特徴なり。斯の如く、元來主義政綱により成立するに非ずして人物を中心とするものなるを以て、假令アングロ、サクソン系諸國に比し小党分立の觀を呈するも、之をゲルマン系諸國に比せば政党大体に於て少々差異とす。是れ一面主義又は理想なるもの極めて多岐に亘り、況て之を政党分立の骨子とするときは政党教甚だ多岐となるに至り、他面政党創立に參與する程度の傑出せる人物多かりず、從て政党が人により組織、さらには其教自然多からざるに至らざりてなり。

又政党成立の由来が一中心人物に対する好惡なら關係上、政党員の集合離散は勢ひ感情的なること亦ラテン系諸國政党の一特徴なり前述の特異性を要約すれば左の如き

一、政党は主義政策に基き集團と云はんより、寧ろ人を中心として集れる團体なり

二、政綱は普遍的にして各政党間大なる差なく、又政党は中心人物と其盛衰と共にす傾向あり

三、アングロ、サクソン系諸國に比せば小党分立の觀あるも、ゲルマン系諸國に比せば政党教少なし

四、アングロ、サクソン系諸國及ゲルマン系諸國政党の成立を客観的、理論的とせばラテン系諸國政党の成立を主観的、感性的なり

六、ラテン系諸國の政党特異性

西爾ス、伊太利、西班牙、佛蘭西、
白耳義、暮利比亞、智利、秘露、
墨西哥、羅馬尼亞

四、東北歐及亞細亞諸國

エストニア、希腊、土耳其、芬蘭、匈牙利、波蘭、ベルシヤ、ラトヴィア、リスニア國及露西亞を一團として東北歐及亞細亞諸國とす。

政党の特異性

一、一般に政党政治の發達遅れ、從て立憲政治の運行圓滑ならず、クーデタ、革命、独裁政治、寡頭政治等々屡々行ける。

二、政党は主義又理想、差異に依り成立するより寧ろ、人物を中心として、集合せる團体なり、從て政党としての團結力比較的薄弱なるを免れず。

(外務省歐米局編纂

各國の政党)

以上の如くゲルマン系諸國に於ける小党の分立の原因は、同一宗教を信奉する

者を以て組織する政党と小教民族を以て組織する特殊政党の存立によるものであると説いてゐる。

之を白耳義其他諸國に於ける比例代表実施前と実施後の実例に従って見るに左の通りであつて、比例代表制の採用によつて或國は政党の数を増し又或國は反対に之を減じてゐるのであるが、大体に於て比例代表の実施は何れの國に於ても政党の動向に對して大きな影響を與へてゐる。現在多くの國の政党が分裂してゐるその重なる原因は、勿論比例代表制度もその一因とはなるけれども、主たる原因としてはその國々の国情によるものであり又普通選舉による選舉権の擴張の結果であり、又教育の普及によつて國民の政治的理解が發達したことに基くものである、又政治の複雜になつた結果にあることは見逃すことは出来ない。

比例代表実施國に於ける政黨の消長は左の通りであるが、資料の乏しい國
関係上比例代表実施の直前と直後の政黨の動きの明瞭を欲しげたる國
もあるが、大体は窺知ることが出来」と思ふ。

白耳義
政黨消長口政黨の消長
a. 白耳義
比例代表実施

政黨名	一八九三年	一九四一~一九五九年	一九九一~一九九二年	一九二一~一九三五年	一九三九年
政黨	一八九三年	一九四一~一九五九年	一九九一~一九九二年	一九二一~一九三五年	一九三九年
カトリック党	一〇四	一〇一	七三	八〇	七八
自由党	二九	四四	三四	三三	二三
社会党	一	二	五	一	一
基督教社會党	一	一	一	一	一
共产党	一	一	一	一	一
分离党	一	一	一	一	一

其他

基督教民主黨
戰士黨
國民黨

中產黨
戰士黨

芬蘭

b. 芬蘭一九〇六年比例代表実施

政黨名	一九〇七年	一九一七年	一九一八年	一九二七年	一九三〇年
瑞典黨	二五	一二	二二	二三	一一
老芬蘭黨	九〇	一〇	一〇	一〇	一〇
青年芬蘭黨	二六	一四	一六	一三	一三
統一黨 一九〇八年合併	八	三八	二六	二一	一

農業黨	國民進步黨	溫和黨	農民黨	左傾社會黨	產共黨	社會民主勞動黨	計	
一	一	一	一	一	一	一	二三〇	
一	一	一	一	一	一	一	六四	
一	一	一	一	一	一	一	八七	
一	二	三	一	一	一	一	八六	
一	五	九	二	一	一	一	七五	
七	六	八	一	一	一	一	九三	

瑞典

卷之三

卷之三

政 党 名	比 例 代 表	实 施 前	年
自 由 党	不 明	六 四	一九二二年
自 由 民 主 党	八 六	一 〇 二	一九一四年
自 由 民 主 党	五 九	六 二	一九一七年
自 由 民 主 党	七 一	四 八	一九二〇年
自 由 民 主 党	六 二	四 一	一九二二年

國民黨 社會民主黨 農民勞動黨 共產黨 進步黨 計

二 一 一 = 八 四 =
二 一 一 = 八 四 =

二 一 五 六
、 、 、 、 、 、
、 二 九 六 1

政黨名	一九一八年	一九二五年	一九三一年
基督教民主黨	一三	一三	二六
和蘭社會民主勞動黨	一六	一六	二六
農民黨	一	一	一
改革黨	一	一	一
和蘭共產黨	一	一	一
社會民主黨	七四九	七五六	七四五
獨立自由黨	一	一	一
自由民主黨	一	一	一
統一自由黨	一	一	一
歷史派基督教黨	二一	二一	二一
反革命黨	一	一	一
加特力教黨	一	一	一

和蘭

政黨名	一九一三年	一九一五年	一九二一年	一九二六年
保守党	七	二八	二七	二八
左翼党	四四	四五	一八	四五
急進党	三一	二〇	五二	二九
社會党	三二	五五	一八	五五
スレスウイク党	一	一	四八	一
共产党	一	一	三	一
實業党	一	一	一	一
計	一一四	一四九	一四九	一四九

基督教社會黨

社會會

中產階級黨

中立黨

經濟同盟會

加特力國民黨

政治革新黨

聯合自由黨

(独立自由黨、統一自由黨、經濟同盟會の合同せしもの)

計

一〇〇

九九

一〇〇

九二

瑞西

西

一九一八年 比例代表実施

政黨名

大瑞西 一九二二年

一九二五年

急進民主黨

加特力教的保守黨

社會會黨

農民及ブルジョア黨

自由民主黨

社會政策黨

共产党 所屬

計

一九一八年

一九一八年

比例代表実施前不明

一四三

ソーヴィア党

社会民主党

獨逸社会党

共産党

独逸デアーン党

其の他

計

三九七

四二一

四五九

四七二

四九三

一四六

一〇九

一四六

一〇九

一三一

一〇二

一六三

一一一

一一一

二二

一

八四

四

一

六二

四

一

四五

一

一

一

一

一

一

一

一

註一

國權党は一九一八年十二月四日即ち革命後間もなく國粹的基督教的政策を主張せし政党相集つて組織したる所で、獨逸保守党、帝國党、經濟聯合、獨逸改良党等を中心として、之に基督教的反猶太主義者、國民自由党の一部及中間の小党、中央党、進歩国民党に属したる小教の者参加した。

註二

国民党は一九一八年十一月九日國民自由党の一部のものにて組織せられた。

註三

中央党内に戦前より民主的傾向擡頭して、漸次勢力を増して從來の國粹的反動的色彩稀薄となつた為之に満足せざる巴威、旧教徒は一九一八年別に巴威国民党を組織した。

註四

一四八

一九一八年十一月十五日民主党創立の宣言發せられて、進歩国民党と
國民自由党、左派集まって民主党を組織した。

佛蘭西

政 党 名

左 佛 蘭 西 一九一九年比例代表実施
一九二七年廢止

一九一九年

一九二四年

二九

二〇

一三九

一三〇

八六

一三九

二六

三六

五三

一一二

一八三

一一七

八五

一二九

一一九

一一九

共 產 共 和 協 同 共 和
無 所 屬社會主義的
共和派

社 會 党

共 和 協 同 党

左 方 共 和 派

急 進 派

保 守 派

左 佛 蘭 西

	政 党 名	左 佛 蘭 西 一九一九年比例代表実施 一九二七年廢止	一九一九年	一九二四年
左 方 共 和 派	左 方 共 和 派	二九	一三九	二〇
急 進 派	急 進 派	八六	一三九	一三〇
保 守 派	保 守 派	五三	二六	三六
左 佛 蘭 西	左 佛 蘭 西	一一九	一一二	一一七
共 產 共 和 派	共 產 共 和 派	一一九	一一九	一一九
無 所 屬	無 所 屬	一一九	一一九	一一九
共 和 協 同 党	共 和 協 同 党	一一九	一一九	一一九
左 佛 蘭 西	左 佛 蘭 西	一一九	一一九	一一九
社會主義的 共和派	社會主義的 共和派	一一九	一一九	一一九
社 會 党	社 會 党	一一九	一一九	一一九
共 和 協 同 党	共 和 協 同 党	一一九	一一九	一一九
左 佛 蘭 西	左 佛 蘭 西	一一九	一一九	一一九
無 所 屬	無 所 屬	一一九	一一九	一一九

政 党 名

一九二二年（一院制）

一九二六年（下院）

基督教小地主、農民
及市民黨

フザール派

無 所 屬

アンドラシ一黨

ハーテー派

テッセー一黨

四十八年獨立黨

四十八年労働黨

社會民主黨

基督教社會經濟黨

國民獨立黨

三二

一一二四八三二二三一四

三四一四一〇一一一二一

壞太利 一九二〇年比例代表實施

一五二

壞太利

一九二〇年比例代表實施

一五二

政黨名	一九二一年(戰前)	一九二九年(革命後)
基督教社會	六九	六九
社會民主黨	三三	三三
大獨逸黨	一九	一九
農民黨	三	三
市民民主黨	一	一
其他	一	一
計	一三五	一七〇
	三	一
	七二	六九
	六九	八五
	八二	八二
	一〇	一〇
	六八	六八
	八五	八五
	一	一
	二八	二八
	一八三	一八三
	一	一
	六九	六九
	八二	八二
	七一	七一
	七三	七三
	一九二三年	一九二七年

威 一九二〇年比例代表實施

右 政 黨 名	一九一二年	一九一五年	一九一八年	一九二一年	一九二四年
自由主義左黨	二四	二一	四九	四一	四三
農民黨	一	一	一	一六	一六
左 共 產 黨	七六	七四	五二	五七	五四
急進國民黨	一	一	一	一七	一七
社會民主勞働黨	一九	一九	一四	三七	二九
諾威勞働黨	一	一	一	一八	一五
社會民主勞働黨	一一三	一一三	一一六	一一六	一一五
共產黨	一	一	一	一	一
計	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三

七、ナニツク、スロヴァキア

一九二〇年 比例代表実施

一五四

政 党 名

一九二二年

一九二六年

一九二九年

社會民主黨

五四

二九

三二

農 民 党

四〇

四六

四六

加特力(人民黨)

三三

三一

二五

國民社會黨

二六

二六

三二

國民民主黨

一九

一五

一五

實業黨

二二

一三

一三

進步社會黨

一七

一七

一七

入口雅基亞人民黨

一三

一三

一三

獨逸農民黨

一八

一八

一八

獨逸國民黨

一六

一六

一六

獨逸基督社會黨

一五

一五

一六

獨逸自由民主黨

一四

一四

一五

獨逸社會黨

一三

一三

一四

獨逸夾產黨

一二

一二

一三

マヤール農民黨

一一

一一

一四

カルバートルト自由農民黨

一〇

一〇

一〇

比例代表実施前不明

波蘭 一九二一年比例代表實施

政黨名

一九二二年

一九二八年

國民民主聯合

一一一

一九二八年

國民基督教黨

一九

一九二八年

共和基督教黨

四〇

一九二八年

民主加特力教黨

一五

一九二八年

農民民黨

一九

一九二八年

農民議員興樂部

一九

一九二八年

農民勞動黨

一九

一九二八年

波蘭社會黨

一九

一九二八年

急進農民黨

一九

一九二八年

獨立農民黨

一九

一九二八年

共產黨

一九

一九二八年

猶太黨

一九

一九二八年

獨立俱樂部

一九

一九二八年

ウクライナ俱樂部

一九

一九二八年

農民俱樂部

一九

一九二八年

白爾セニア俱樂部

一九

一九二八年

無所屬

一九

一九二八年

計

四四四

少數民族

四九

八五五 一五三 四六五 七五七

四一四 二七八 六五三 五六五

六九 六五 一四五 三七一

一九一九年
一九二四年
比例代表
廢止
一五八

政黨名	一九二二年
農民黨	二三
共產黨	一三
民主黨	四二
伊太利民主黨	三六
自由民主黨	二四
社會民主黨	三一
フアンスキー黨	一四
無所屬	一二
國民黨	三二
國民自由黨	一一
ホボラーレ黨 (當時之新進黨)	一〇六

計

三八〇

四、比例代表法實施國の憲法

比例代表を実施せる歐洲諸國の憲法は尤の通りである。

(抜萃)

1. 諾威國憲法(一八一四年二月四日)

諾威國憲法ハ制定後數次、改正ヲ経タリ。殊ニ一九年五月二月十八日ノ改正ニ於テハ瑞典トノ聯合ニ関スル條項ヲ總テ廢止シタリ。

八 公民タルク資格及立法權

人民ハ國會ニヨリテ立法權ヲ行フ。

國會ハ上院及

下院、両院ヲ以テ成ル

一六二

第五〇條 凡テ王國ニ住スル諾威公民ニシテ年齢二十五歳ニ達シ且五ヶ年間此ノ國ニ住スル者ハ選舉權ヲ有ス

第五四條 選舉會ハ三年毎ニ之ヲ行フ 後略

第五五條 選舉會ハ法律ノ定ムル方式ヲ以テ行フ 選舉權ニ關スル爭議ハ選舉管理人ニ於テ之ヲ裁決ス 選舉管理人決定ニ付キハ國會ニ控訴スルコトヲ得

第六一條 何人ト雖モ三十歳ニ達シ十ヶ年間王國ニ居住シ且ソノ選出セラルヘキ選舉區ニ於テ選舉權者タル者ニ非サレハ代議士ニ送ハル、コトヲ得ス

然レトニ總テ國務大臣タリシ若若クハ參議院議官タリシ若八云云 後略

第七三條 國會ハ上院ヲ構成スル席ニ國會議員、四席、一ヲ選拔ス爾餘ハ四席、三ハ下院ヲ組織ス 後略

口、白耳義國憲法（一八三一年二月七日）

一六四

第三款 權力

第一章 議院

第一節 代議院

第四七條 代議院議員ハ三十一年ニ達シ少クトモ六箇月間同一市町村内ニ住所ヲ有シ且法律ニ依リ除外セラレタル者ニ非サル白耳義公民ニ於テ直接ニ之ヲ選舉ス（一九二一年修正）各選舉人ハ單ニ一票ヲ有スルノミトス

同一ノ條件、下ニ投票権ハ法律ヲ以テ女子ニモ之ヲ及スコトヲ得此法律ハ少クトモ三分ノ二、多數決ヲ経ルコトヲ要ス

「経過規定」本條ニ規定シタル條件ヲ具備シ且一千九百十九年五月九日ノ法律第二條ニ列舉シタル範疇ノ一ニ属スル女子ハ憲法第四十七條ニ樹タル公民ト同様ニ選舉権ヲ與ヘラルルモノトス（一九二一年修正）

註 一九二一年ノ修正前ハ複數投票制ナリシモ該修正ヲ以テ平等普通選舉トナシタルモノナリ

第四八條 選舉會、規則ハ法律ヲ以テ各州毎ニ之ヲ定ム

選舉ハ法律ヲ以テ定メタル比例代表、制度ニ從ヒニヨ行フ

投票ハ之ヲ義務「且秘密」トス投票ハ市町村ニ於テ之ヲ行フ但法律ヲ以テ特例ヲ定メタルモノハ此ノ限りニ在ラス（一八九三年修正括弧内ハ一九二一年修正）

註 一八九九年一二月二九日ノ法律ヲ以テ比例代表、制度ヲ採

用

第四九條 議員ノ數ハ人口ニ應シ選舉法ヲ以テ之ヲ定ム、此ノ數

ハ人口四萬人ニ付一人、割合ヲ超過スヘカラズ、投票人、資格要件及選舉、手續ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五〇條 選舉セラル、海ニハ尤モ、要件ヲ必要トス

一、生來、白耳義公民タルカ又ハ大歸化ヲ得タル者タルコト

二、私法上又ハ政務上、權利ヲ享有スル者ナルコト

三、二十五歳ニ達シタル者ナルコト

四、白耳義ノ住民タルコト

右以外、要件ハ之ヲ必要トセス

第二節 元老院

第五三條 元老院ハ尤モ、議員ヲ以テ之ヲ組織ス

詳 本條ハ元ニ一年、修正ヲ以テ全然改正セラレタルモノナリ。下内

ハ本修正ヲ以テ削除セラレ、第三號以下ハ新ニ追加セラレタルモノ

トス

一、第四十七條ニ從ヒ各州ノ人口ニ應シテ選舉セラレタルモノ「但其

ノ選舉權者ハ三十歳ニ達シタル者ナルコトヲ要ス」第四十八條ノ

規定ハ此元老院議員、選舉ニ之ヲ準用ス

二、住民ニ十萬人ニ付一名、割合ヲ以テ州議會ニ依リ選舉セラレタル

者、二十萬ヲ超エルコト少クトモ十二萬五千以上ナルトキハ州ハ

尙木一名、元老院議員ヲ選出スルコトヲ得、但シ各州議會ハ少

クトニ三名、元老院議員ヲ選出スルモノトス

三、元老院ニ依リ選舉セラレタル者、但シ州議會ニ依リテ選舉セ

ラレタル元老院議員、半數トス、若シ該議員數奇数ナルトキハ

之ニ一名ヲ加ヘタルモノ、半數トス

此、議員ハ本條第一項及第二項ノ適用ニ依リテ選舉セラレタル

元老院議員之ヲ選舉スルモノトス

第二項及第三項ノ適用ニ依リテ選舉セラル、元老院議員、選舉ハ法律ヲ以テ定ムル比例代表ノ制度ニ從ヒ之ヲ行フモノトス

「海過規定」

憲法第四十七條ニ掲ケタル公民ト同様ニ代議

院ノ選舉權ヲ與ヘラレタル女子ハ第五十三條第一項ニ掲ケタル元老院議員、選舉ニ參與スルコトニ亦之ヲ許サル、モノトス

第五六條 元老院議員ニ選ハル、海ニハ尤ノ要件ヲ必要トス

一 生來、白耳義公民タルカ又ハ大歸化ヲ得タル者ナルコト

二 私法上及政治上、權利ヲ享有スル者タルコト

三 白耳義、住民タルコト

四 年齢四十歳以上ノ者タルコト

第五六條 A 註 第五十三條第一項ノ適用ニ依リ元老院議員ニ選舉セラルコトヲ得ル時ニハ更ニ丸・範疇ノ一ニ属スルコトヲ要ス

註 第五六條A、第五六條B、第五六條Cハ一八九三年及一九二一年

ノ修正ニ於テ追加セルモノナリ

第一號乃至第二十一號 略

法律ヲ以テ被選資格ノ新範疇ヲ設クルコトヲ得此法律ハ三分ノニ以上、投票ヲ得タルモノナルコトヲ要ス

「経過規定」 略ス

第五六條 B 略ス

第五六條 C 略ス

八、伊太利國憲法（一八四八年三月四日）

衆議院

第三十九條 民選議員ハ法律ニ從ヒテ選舉團体ニ依リ選出セラレタル代議士ヲ以テ組織ズ

註 一九一九年八月一五日ノ改正選舉法ハ比例代表制度ヲ採用シタリ

第四〇條 國王ノ臣民ニシテ滿三十歳ニ達シ凡テノ私權及政權ヲ享有シ且法律ノ要求スル其他ノ資格ヲ有スルモノニ非サレハ代議士トナルコトヲ得ス

二、丁抹國憲法（一八四九年六月五日發布）

註 現行丁抹國憲法ハ一九二〇年九月一〇日一部修正セラレタル一九一五年六月五日ノ新憲法ナリ 但シ新憲法ハ大体於一八四九年六月五日ノ憲法ト一致ス（一九二三年政治家年鑑）

第四（國會，構成）

第二十九條 國會ハ下院及上院ヨリ成ル

第三〇條 凡テ好評アル男子タル公民ニシテ滿三十歳ニ達シタル者ハ下院議員，選舉權ヲ有ス但尤ニ擗クル者ハ之ヲ除ク（本條ハ新憲法一九一九年六月五日ノ憲法ト一致ス）

一、自設，家ナク人，奴僕タル者

二、公ノ慈惠院ヨリ救助金ヲ受ケタル者ニシテ該救

助金ヲ賃還セス若クハ返還セサル者

自己、財産、管理權ヲ有セサル者

四 选举、當時帶在スル选举區若クハ市ニ於テ一ヶ年間住所ヲ有セサル者

サル者

註 傷正憲法ニ於テハ總ニ滿二十五歳以上ニシテ一定、住所ヲ有スル男女ノ

公民ハ下院、选举權及被选举權ヲ有スルモノトス

第三一條 前條第一號、第二號及第三號ニ掲ケタル者ヲ除クノ外
凡テ公民タル男子ニシテ滿二十五歳ニ達シタル者ハ下院ニ選舉セラル、
コトヲ得

第三二條 下院議員、數ハ住民一萬六千人ニ付一名、割合トス選
舉ハ选举區ニ於テ之ヲ行ニ選舉區、區分及選舉ノ方法ハ選舉法
ヲ以テ定ム

各區ハ有ラ候補者トシテ立テル者ノ中ヨリ一名ヲ選舉ス

註 下院ハ現在百四十九名、議員ヲ以テ成立ス。内百十七名ハニ十三、
选举區ニ於テ比例代表、方法ニ依リニテ选出ス、三十二名ハ各党派
間ニ均等ニ代表ヲ得セシムル席ニ選舉區、選舉ニ充分ノ代表ヲ得
サリシ党派間ニ分配ス。一名ハ單純多數ノ投票ニヨリ「フローラ」島ヨ
リ選出ス。

第三三條 下院議員ハ三ヶ年、任期ヲ以テ之ヲ選舉ス。下院議員ハ曰
詰ヲ受ク其ノ額ハ选举法ヲ以テ定ム

註 新憲法ハ三ヶ年ヲ四ヶ年ト修正シタリ

第三四條 上院ハ六十六名、議員ヲ以テ成ル、十二名ハ國王之ヲ任命シ
セ名ハ「コッペンハーベン」ニ於テ、四十五名ハ都市及郡部ヲ包含スル大
选举ニ於テ、一名ハ「ボルンホルム」ニ於テ、一名ハ「ファロエ」島ノ議會ニ
於テ之ヲ選舉ス（本條及第三大條、第三七條ハ新憲法ヲ以テ改正セラレタリ）

註 新憲法ニ於テハ上院ハ三十五歳以上、上院选举人ニ依リ間接ニ選舉セ

ラル、即チ各上院選舉區ニ於テ人口ニ比例スル數、選舉人ニヨリ、比例選舉ノ方法ニ從ヒテ選舉セラル。全國ヲ六上院選舉區ニ區分シ此等、選舉區ニ於テ右選舉人八十名乃至十二名、議員ヲ選出ス。此方法ニ五十六名ノ上院議員ヲ選出ス。尚一名ハ「ファロエ」島ニテ、更ニ十九名ノ議員ハ比例代表ノ方法ニヨリ前上院之ヲ選出ス。

第四〇條 上院議員ノ選舉ハ比例代表ノ原則ニ從ヒテ之ヲ行フ。該選舉ニ關スル詳細ノ規定ハ選舉法ヲ以テ之ヲ定ム。

木、瑞西聯邦憲法（一八七四年五月二九日）

第二章

第一 聯邦議會

第七一條 聯邦ノ最高權力ハ人民及各州、權利（第八十九條及第一百二十一條）、留保ノ下ニ聯邦議會之ヲ行フ。聯邦議會ハ尤、二部即チ二個ノ議院ヲ以テ之ヲ構成ス。

1. 國民議會 2. 列邦議會

1. 國民議會

第七二條 國民議會ハ人口ニ萬人毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選舉セラレタル。瑞西人民ノ代表者ヲ以テ成ル。一萬人以上、端數八ノヲ

二、萬人トシテ 計算ス

各州ハ少クトモ一名、代表者ヲ選出スルモノトス。ノ州ニ於ケル半州亦同シ

第七三條　國民議會、選舉ハ直接選舉トス。選舉ハ聯邦、各選舉區ニ於テ之ヲ行フ。而シテ選舉區、區域ハ凡ニ各州、區域ニ依ル
第七四條　瑞西人ニシテ満二十歳ニ達シ且其、居住スル所ノ州、立法ニ依リテ投票、權利ヲ除外セラレサル者ハ總ニ選舉及人民投票ニ於テ投票スルノ權利ヲ有ス

然レトモ聯邦ハ法律ヲ以テ前項、權利、行使ニ對スル統一の條規ヲ制定スルコトヲ得

第七五條　凡テ俗人タル瑞西人民ニシテ投票權ヲ有スル者ハ、國民議會、議員ニ選舉セラル、權利ヲ有ス

口　列邦議會

第八〇條　列邦議會ハ各州ノ代表者四十四名ヨリ成ル。各州ハ二名、代表者ヲ任命シ分州ニ在リテハ各半州ハ各一名ヲ選任ス
註、其ノ選舉方法及任期ハ凡テ各州ノ定ムル所ニヨルモノトス

八、西班牙國憲法（一八七六年六月三〇日）

一七八

第四款 代議院

第二七條 代議院ハ法律ヲ以テ定メタル形式ニ従ヒ選舉會ニ於テ選出シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス。住民五萬人毎ニ少クトモ一名、代議院議員ヲ選出スヘシ。

第二八條 代議院議員ハ法律ヲ以テ規定シタル方法ニ従ヒ選舉セラルコトヲ要シ且ツ何回ニテモ再選セラル、コトヲ得。

第二九條 代議院議員ニ選舉セラル、年齢ニハ一定ノ年齢ニ達シ且一折ノ私權ヲ享有スル西班牙人タル平民ナルコトヲ要ス。如何ナル種類ノ行務才代議院議員、職務及此、職務ニ再選セラル、コト、牴触スルヤハ不行之ヲ定ム。

註：代議院議員、選舉ハ一九〇七年八月九日ノ法律ヲ以テ之ヲ規定ス

二十五歳ニ達シタル西班牙人タル男子ニシテ其ノ私權ヲ有シ且二年間一定、選舉區ニ在シタルモノハ投票・權利ヲ享有ス、投票權行使ハ義務也ニシテ此ノ原則ニ對スル唯一、例外ハ七十歳以上ノ者及一定、裁判官ナリ、議員ハ選舉區ヨリ直接ニ選舉セラレ、一名以上、議員ヲ選出スル選舉區ニ於キ制限的連記投票制行ハル、即チ四名以下ノ議員ヲ選舉スヘキ場合ニハ選出スヘキ數ヨリモ一名少キ人員ニ投票ス四名以上選出スヘキ場合ニハ總數ヨリニ一名少キ人員ニ、八名以上選出スヘキ場合ニハ總數ヨリモ三名少キ人員ニ、十名以上選出スヘキ場合ニハ總數ヨリモ四名少キ人員ニ投票スルモノトス

後

略

ト、ブイニランド國會組織法抜萃（一九〇六年七月二〇日）

第一章 總則

第一條 英蘭共和國ノ國會ハ英蘭人民ヲ代表スルモノトス

第二條 國會ハ議員二百名ノ一院ヲ以テ成ル

第三條 國會議員、選舉ハ三年毎ニ全國ヲ通シテ同時ニ之ヲ行フ
國會議員、任期ハ其ノ當選、宣告アリタル時ヨリ初マリ次期選舉、時
マテ繼續ス、共和國大統領ハ其ノ必要ト認ムルトキハ本條第一段ニ規
定スル三年ノ期間、滿了前ニ於テ新選舉ヲ命スル權利ヲ有ス、此ノ
場合ニ於テハ國會ハ解散ヒラレ而シテ新ニ選舉セラレタル議員、
任期ハ三ヶ年間繼續スルモノトス

第四條 國會議員ハ人民、直接投票ニ依リ且比例代表ノ原則
ニ從ヒ之ヲ選舉ス、國會議員選舉、席ニ國ヲ十二區以上十八區

以下、選舉區ニ分割ス、地方、狀況ニ因リ比例代表、原則、例外ヲ
必要トルトキハ前段ニ掲ケタル選舉區數、外ニ一區若クハニ區ノ單
記選舉區ヲ設タルコトヲ得、選舉權者ハ總テ平等、投票權ヲ有ス
投票、權利ハ代理人ヲ以テニヨリ行フコトヲ得ス、選舉區ニ關スル特別
規定及選舉ヲ行フヘキ日時及方法ハ別ニ選舉法ヲ以テニヨリ設定
ス

第五條 國會議員、選舉ニ參與スルノ權利ハ總テ英蘭人民タル
男子若クハ女子ニシテ選舉、年以前年齡ニ十四歳ニ達シタル者之ヲ有
ス
尤ニ掲タル者ハ投票、權利ヲ享有セズ

(一) 一九 略

第六條 總テノ選舉人ハ其住所、如何ニ拘ラス國會、議員ニ選舉
セラル、コトヲ得

チ、和蘭國憲法

〔一八一五年八月二十四日制定公布、一八四〇年、一八四八年、一八八七年修正、現行憲法ハ一八八七年二月六日ノ修正憲法ニシテ、一九一七年少シク修正セラレタル所アルモ大ナル度更ナシ〕

第三章 國會

第一節 國會、構成

第七八條 國會ハ和蘭國民全部ヲ代表ス

第七九條 國會ハ上院及下院ニ分タル

第八〇條 下院議員ハ和蘭公民ニシテ且同時ニ住民タル男子ニシテ抜能及社會的條件ニ關シ選舉法、定ムル要件ヲ具備シ且同法ニ定ムル年齢ニ達シタル者ニ於テ直接ニ之ヲ選舉ス、但該年齢ハ滿三十歳以上タルコトヲ要ス（本條ハ一九一七年、修正ニテ修正セラレタリ）

現役中、陸海軍兵卒ニ對シテ選舉權、行使ヲ停止スヘキ範圍ハ法律ヲ以テニヲ定ム

裁判ノ宣告ヲ以テ選舉權ヲ剝奪セラレタル者、在獄若クハ囚監

中ノ者、禁名産、宣告ヲ受ケタル者、選舉人名簿調製ノ前年中慈善協會又ハ地方政府ヨリ救助金ヲ受ケタル者及選舉法ニ於テ選舉權、要件トシテ定額、直接國稅ヲ納付スルコト若クハ該稅、基礎タル富源ヲ所有スルコトヲ要スルモノトナス、場合ニ一定、租稅ヲ納付セサル者ハ選舉權、行使ヲ禁ス

註一 一八九六年、同國選舉法ニ依レハ年齢滿二十五歲ニ達シタル者ニシテ前年度中財產稅、營業稅、所得稅若クハ人稅一「フロリン」ヲ納ムル者ハ原則トシテ下院議員、選舉權ヲ有ス（尙同國ノ民法ハ西班牙國民法ト同シク滿二十三歲ヲ以テ成年トス）、右租稅ヲ納付セサル者ハ尤、條件ノ下ニ選舉權ヲ有ス、即チ（一）毎年一定、地代ヲ仕拂フ者、（二）一定、俸給又ハ恩詒ヲ受クル者、（三）百「フロリン」ノ政府公債証券ヲ有シ又ハ縣蓄銀行五十「フロリン」、預金ヲ有スル者、（四）法律又ハ一般的行政規則ニ依リ公私ノ職業ニ從事スルニ必要ナル一定ノ

議院ニ及第シタル者。

註二
一九一七年ノ修正及改正選舉法ニ於テ普通選舉（男女公民）及比例代表制ヲ採用シタリ（一九二三年政略家年鑑）

第八一條 下院ハ選舉區ニ於テ選舉スル一百名ノ議員ヲ以テ組織ス

選舉區、區分並=選舉權及投票ノ方式ニ關ズル一切、事項ハ法律ヲ次テ之ヲ定ム

第八二條 上院ハ五十名ノ議員ヲ以テ之ヲ組織ス。

上院議員ハ次、比例ニヨリ卅會ニ於テ之ヲ選舉ス即チ

後略

第二節 國會ノ下院

第八四條 下院ノ議員ニ選舉セラルルニハ和蘭公民クル可

禁治產ノ宣告ヲ受ケタル者ニ非サルコト及裁判宣告ニ依リ被選資格ヲ奪ハレタル者ニ非サルコトヲ要シ且年滿三十歲ニ達シタルモノナルコトヲ要ス

註一
一九一七年ノ修正ニ於テハ「男子」、制限ヲ削除シ男女ノ和蘭公民ト規定シタリ（一九二三年政略家年鑑）

第三節 國會ノ上院

第九〇條 上院ノ議員ニ選ハル、ニハ下院ノ議員タルニ必要ナル要件ヲ

具備スルコトヲ要シ且 後略

第四章 州會及郡政廳

第一節 州會ノ構成

第一ニ七條 州會ノ議員ハ和蘭ノ公民且州ノ住民タル男子ニシテ抜

能及社會的狀況ニ関シ法律、定ムル要件ヲ具備シ且法律ヲ以テ定メタル年齢ニ達シタル者ニ於テ六ヶ年ヲ任斯トシテ直接ニニヲ選舉ス但右年齢ハ二十三歳以下タルコトヲ得ズ

第八十條第二項第三項ハ此選舉ニ之ヲ準用ス

三ヶ年毎ニ議員、半數ヲ改選ス

卅會、議員ニ選ハル、ニハ和蘭公氏各州、住民タル男子ニシテ禁者産、宣告ヲ受ケタル者ニ非ス又ハ裁判、宣告ヲ以テ選舉權ヲ奪ハレタル者ニ非サルコトヲ要シ、且ニ十五歳ニ達シタルモノナルコトヲ要ス卅會議員、選舉ハ法律ニ定メタル方法ヲ以テ之ヲ行フ

第三節 郡政廳

第一四三條

郡ニハ郡會ヲ置キテ其ノ長トス、郡會ノ議員ハ郡住民タル男子ニシテ同時ニ和蘭公氏タリ且技能及社會的狀況ニ關シ

テ法律、定ムル要件ヲ具備シ且法律ニ定メタル年齡ニ達シタル者ニ於テ一定年限ヲ任斯トシテ直接ニ之ヲ選舉ス但該年齡ハ二十三歲以下タルヘカラス

第八十條第二項及第三項ハ右、選舉ニ之ヲ準用ス

リ、獨逸國憲法（一九一九年八月一日制定）

一八八

第一篇 獨逸國構成及權限

第一章 獨逸國及各邦

第一七條 各邦ハ自由主義ノ憲法ヲ有スルコトヲ要ス。議會ハ八普通平等、直接、秘密選舉ニ依リ比例代表ノ原則ニ從ヒ總テ、獨逸國人民タル男子及女子ニ選出スヘシ。各邦、政府ハ議會ノ信任ヲ得ルコトヲ要ス。

議會、選舉ニ関スル原則ハ地方團体ニ於ケル選舉ニモ亦之ヲ適用ス但シ各法ノ法律ニ依リ一年ヲ超エサル一定期間引續キ其ノ地域内ニ居住セルコトヲ以テ選舉權、要件トナスコトヲ得

第二章 國議會

第二〇條 國議會ハ獨逸國民、選舉シタル議員ヲ以テ組成ス
第二二條 議員ハ普通、平等、直接、秘密選舉ニ依リ比例代表ノ原則ヲ以テ滿二十年以上、男子及女子ニ選舉ス。選舉ノ期日ハ日曜日又ハ公休日タルコトヲ要ス。

詳細ハ國ノ選舉法ニ依リ之ヲ定ム

又 普漏西自由邦憲法（一九二〇年二月三〇日）

第一章 邦

第一條 普漏西ハ共和政体ニシテ獨逸國ノ一邦トス
後略

第三章 邦議會

第九條 邦議會ハ普漏西國民ノ公選シタル議員ヲ成ラニヲ
詔職ス

議員ハ全國民ノ代表者ニシテ國民ハ比例選舉ノ主義ニヨリ之
ヲ選舉ス

年齢二十五年以上ニシテ投票權ヲ有スル者は被選入タルコトヲ得、

第四章 參議院

第三一條 邦ノ立法及行政ニ関シ各州ノ代表セシムル為ニ參議院ヲ置ク

第三二條 參議院ハ各州ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス、各州ト云々
中略

各州ハ人口五十萬人ニ肖代表者一人ヲ參議院ニ出タス、但シ
各州ヨリ出タス代表者ハ少クトモ三人ヲ下ラズ、人口ノ端数三十五萬
人ヲ超エルトキハ五十萬人ニ満ツルモノトシテ計算ス

後略

第三三條 參議院議員及其ノ代理者ハ州會（伯林ニ於テ、市會ニ

「ホーヘンツオルレン」地方及「グレンツマルク、ボーゼン、ヴエスト・ブロイセン」
於テハ地方議會ニ於テ之ヲ選舉ス、其ノ選舉ハ「ホーヘンツオルレン」地
方ニ於テハ多數決選舉ノ主義ニ依リ、其他ニ於テハ比例選舉

ハ主義ニ依ル、年齢満二十五年以上ニシテ投票權ヲ有シ且一年間其州住所ヲ有スル者ハ被選舉人タルコトヲ得、何人も同時ニ邦議會及參議院、議員タルコトヲ得ズ、後略

第八章 自治

前略

第七四條 邦議會、選舉ニ關スル原則ハ州會、郡會及市町村會、選舉ニモ之ヲ適用ス、但シ市町村會、選舉ニ付テハ法律ニヨリ一定、期間其市町村ニ居住セルコトヲ以テ選舉權、要件トナスコトヲ得、

ル 塙地利聯邦憲法（塙地利共和國ノ聯邦トシテ建設セル） （一九二〇年十月一日法律）

第二章 聯邦、立法權

第一節 國民議會

第二四條 聯邦、立法權ハ全聯邦國民ノ選舉ニ係ル國民議會カ各邦議會、選舉ニ係ル聯邦議會ト共ニ之ヲ行フ

第二六條 國民議會ハ男女ヲ問ハズ選舉、年、一月一日ヨリ以前ニ滿二十年ニ達シタル者、平等、直接、秘密及身上、選舉權ヲ以テ比例代表、原則ニ依リ聯邦國民之ヲ選舉ス
聯邦、領域ハ各邦、區域内ニ於テ相連結シタル地域ヲ有スル選舉區ニ之ヲ區劃ス、議員、數ハ選舉區、公民數即最近國勢調査ニ依リ選舉區内ニ住所ヲ有スル聯邦公民、數ニ比例シテ之ヲ一選舉區内、選舉權者（選舉團體）ニ分配

ス、選舉人ヲ他、選舉團体ニ區分スルコトハ之ヲ許サズ、
選舉、期日ハ日曜日又ハ其ノ他、公休日トス
選舉、年、一月一日ヨリ以前ニ満二十四年ニ達シタル選舉權者
ハ總テ被選舉權ヲ有ス、

選舉權及被選舉權、除斥ハ裁判所、判決又ハ處分ニ依ルノ外
之ヲ為スコトヲ得ス、

第二節 聯邦議會

第三條 各邦ハ本條以下、規定ニ従ヒ其、邦、公民教ニ比
例シテ聯邦議會ニ於テ代表セラル、

聯邦議會ニ於ケル代表及地位ニ關シテハ「ヴィーン」及下奥地
利邦（第一百八條乃至第一百十四條）ハ各別個ノ邦ト首做ス、
最多教、公民ヲ有スル邦ハ議員十二名ヲ選出ス、他、各邦ハ
其、公民教ト前記ノ邦、公民教トノ比例ニ相當スル教、議員ヲ
選出スヘシ、

選出ス比例教、半教ヨリ多キ端教ハ之ヲ全教ト首做ス、
但シ何レノ邦ト雖モ其ノ代表者トシテ選出スヘキ議員定教ハ少ク
トモ三人ヲ下ルコトナシ、各邦ハ各議員ニ對シ其ノ補充員ヲ
選出スヘシ、

前項ニ依リ各邦ヨリ選出スヘキ議員定教ハ毎國勢調査、
後聯邦大統領之ヲ定ム

第三五條 聯邦議會、議員及議員補充員ハ各邦議會ニ於
テ其、立法期間ヲ任期トシテ比例代表、原則ニ依リ之ヲ選
舉ス、但シ各邦議會ニ於テ第二位ノ多教、議員ヲ有スル政
黨又ハ二以上ノ政党が同教、議員ヲ有スル場合ニ於テハ最
近ノ邦議會、選舉ニ於テ第二位ノ多教、投票ヲ得タル政
黨ヨリ少クトモ一人、議員ヲ选出スコトヲ要ス、二以上ノ政党カ同一
権利ヲ有スル場合ニ於テハ抽籤ニヨリ之ヲ定ム、

聯邦議會，議員ハ之ヲ選出スル。邦議會ニ屬スルモノナルコトヲ得ス。但シ此ノ邦議會ニ被選舉權ヲ有スルモノナルコトヲ要ス。

後略

第四章 各邦ノ立法權及執行權

第一節 總則

第九五條 各邦ノ立法權及執行權ヲ有スルモノナルコトヲ要ス。各邦ノ立邦權ハ邦議會之ヲ行フ。邦議會ノ議員ハ邦内ニ住所ヲ有シ且邦議會選舉ニ依リ選舉權ヲ有スル。總テノ男性及女性ノ聯邦公民ケ平等、直接、秘密及身上比例選舉權、主義ニヨリ之ヲ選舉ス。

邦議會選舉法、選舉權及被選舉權、條件ヲ國民議會選舉法ニ於ケルヨリ狹ク限定スルコトヲ得ス。

選舉人ハ選舉區ニ於テ其ノ選舉權ヲ行使ス。各選舉區ハ相連結セル區域ヲ包括スルモノナルコトヲ要ス。議員ノ數ハ公民數ニ比例シテ之ヲ選舉區ニ分配ス。選舉人ヲ他ノ選舉團體ニ分ツコトハ之ヲ許サズ。

第三節 地方團體

第一九條 町村ノ機関ハ町村會及町村長トシ區、機關ハ區會及區長トス。

總テノ代表會議ニ於ケル選舉ハ其ノ選舉スベキ代表會議、區域内ニ住所ヲ有スル總テノ聯邦公民ノ平等、直接、秘密及身上比例選舉ノ原則ニ依リ之ヲ行フ。選舉法、發布ハ邦ノ立法權ニ屬ス。此ノ選舉法ニ於テハ選舉權及被選舉權之條件ヲ邦議會、選舉法ニ於ケルヨリ狹ク限定スルコトヲ得ズ。

選舉法ハ選舉人カ選舉區ニ於テ其，選舉權ヲ行使スベキコトヲ定ムルコトヲ得、各選舉區ハ相連結セル地域ヲ包括スルモノナルコトヲ要ス。選舉人ヲ他，選舉團体ニ區分スルコトハ之ヲ許カス、區會ノ選舉ニ付テハ裁判區ヲ以テ選舉區トス、議員，教ハ公民數ニ比例シテ之ヲ選舉區ニ分配ス。

區會ニ於テハ區，區域内ニ住所ヲ有シ且邦議會議員，被選舉權ヲ有スル者ニ非サレバ被選舉人タルコトヲ得ズ。代表會議ハ行政，各部ニ付其，議員中ヨリ比例選舉ノ原則ニ依リ特別，行政委員會ニ付任スルコトヲ得、行政委員會ハ特定，職業又ハ利益集團ニ屬スルモノナルトキハ此等，職業又ハ利益集團，代表者ヲ之ニ加フルコトヲ得、區，諸官職，指揮者ハ法律ニ通セル行政官ナルコトヲ要ス。

才「チエツコ、スロヴアキア」共和國憲法

(一九二〇年二月二九日)

第二章 立法權、國民議會及其兩院，組織及權限
第六條 立法權ハ「チエツコ、スロヴアキア」共和國，全地域ニ對シ國民議會之ヲ行フ、國民議會ハ代議院及元老院，兩院ヲ以テ組織ス、

第二項略

第八條 代議院ハ普通、平等、直接及秘密，選舉ニ依リ比例代表主義ニ從ヒ選出セラレタル三百人，議員ヲ以テ組織ス、選舉ハ日曜日ニ之ヲ行フ、

第九條 チエツコ、スロヴアキア共和国，總テノ所屬民ニシテ滿二十一年ニ達シ且代議院選舉法，定ムル他，條項ヲ充タス者ハ男女，別ナク代議院議員，選舉ニ與ル權利ヲ有ス、第一。條 チエツコ、スロヴアキア共和国，所屬民ニシテ滿三

十年ニ達シ且ツ代議院選舉法ノ定ムル他、條項ヲ充タス
者ハ被選舉権ヲ有ス。

第一二條　選舉権、行使及選舉、執行ニ關スル詳細、
規定ハ代議院選舉法ニ依リ之ヲ定ム

第一三條　元老院ハ普通、平等、直接及之秘密、選舉
ニ依リ比例代表ノ主義ニ從ヒ選出セラレタル百五十人、議
員ヲ以テ組織ス、選舉ハ日曜日ニ之ヲ行フ。

第一四條　^{アキエッコ、スロヴァキア}共和国、總テノ所屬民ニシテ
滿ニ十六年ニ達シ且元老院、組織及權限ニ關スル法律、
定ムル他、條項ヲ充タス者ハ男女、別ナク元老院議員、選
舉ニ與ル權利ヲ有ス、

第一五條　^{チエッコ、スロヴァキア}共和国、所屬民ニシテ滿四十
五年ニ達シ且元老院、組織及權限ニ關スル法律、定ムル
規定ハ元老院、組織及權限ニ關スル法律ヲ以テ之ヲ定ム

他、條項ヲ充タス者ハ男女、別ナク被選舉権ヲ有ス、

第一七條　選舉権、行使及選舉、執行ニ關スル詳細、
規定ハ元老院、組織及權限ニ關スル法律ヲ以テ之ヲ定ム

ワ. 「エストニア」國憲法 (一九二〇年六月一日憲法會議通過)

第三 國民

第二七條 「エストニア」國ニ於ケル國權，最高執行者ハ國民自身ニシテ選舉権ヲ有スル公民，媒介ニ依リ之ヲ執行ス、満二十歳ニ達シ且一年間以上連續シテ「エストニア」ノ國籍ヲ有スル總テノ公民ハ選舉権ヲ有ス、

第二八條 尤ム公民ハ選舉権ヲ有セズ、

(一) (二) 略

第四 國會

第三五條 國會ハ國民，代表者トシテ立法権ヲ行フ、

第三六條 國會ハ普通，平等，直接且秘密選舉ニ依リ比例代表，原則ニ基キテ選舉セラレタル議員百名ヲ以テ之ヲ組

織ス、國會ハ其，議員數，議定スル權利ヲ有ス、此ニ關シテ制定セラレタル法律ハ國會，次期選舉ヨリ之ヲ施行ス、國會議員選舉法ハ特別法トシテ之ヲ制定ス、

第三七條 総テ選舉有権者ハ國會議員，選舉ニ參與スル權利ヲ有シ又ハ自己，國會，議員トシテ選舉セシムルコトヲ得、

第二章 立法權

力、「ポーランド」共和国憲法（一九三一年三月十七日）

第一二條 議會ハ其開會、時ヨリ起算シ五年、任期ヲ以テ普通、秘密、直接、平等、選舉權ヲ以テ比例代表主義ニヨリ選舉セラレタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス、

第一ニ條 選擧ニ關與スル権利ハ男女、別ナク選擧ノ公布
ノ日ニ於テ滿ニ一年ニ達シ完全ナル公權ヲ具有シ且少クト
モ官報ヲ以テ選擧ヲ公布シタル日ヨリ以後引續キ其ノ選擧
區内ニ住所ヲ有スル者テノホーランドノ公民之ヲ有ス、投票
ノ権利ハ自ラ之ヲ行使スルコトヲ要ス、現役軍人ハ投票ニ
預ル権利ヲ有セズ、

第一三條 被選舉權ハ満二十五年ニ達シ議會、選舉ニ關
興スル權利ヲ有スル總テノ公民之ヲ有ス、現役軍人ヲ除外

スルコトナク又其ノ住所ニ拘ラズ、

第三六條　元老院ハ各縣ニ於テ秘密、普通、直接、平等及
比例、主義ニヨリ選舉シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス、各縣
ヲ以テ一選舉區トス、元老院議員、定數ハ住民、數ニ對ス
ル割合ニ於テ議會、議員ニ比シ其、四分、一トス、元老院議
員ノ選舉ニ關與スル権利ハ選舉、期日公布、時ニ於テ満三
十年ニ達シ且少くとも一年以來引キ續キ其選舉區内ニ住
所ヲ有スル者テノ議會選舉人之ヲ有ス、選舉區内ニ住
所ヲ有スル期間之ニ達セサル者ト金氏、農事、改良ヲ便
スル為ニ前住居ヲ去リタル者、勞働、場所、變更、結果居
住地ヲ變更シタル勞働者及國、官吏ニシテ轉任シタル者ハ
投票、權利ヲ失ハス、被選舉権ハ選舉、期日公布、

日ニ於テ満四十年ニ達シ元老院議員、選舉ニ開典スル
権利ヲ有スル者、テ、公民之ヲ有ス。現役軍人モ除カルル
コトナシ。

第二項 第三項 略

三、ダンチヒ自由市憲法（一九二〇年八月十四日）

第一部 國家、組織、

第二 國民議會

第六條 國民議會ハ百二十名、議員ヲ以テ組織ス。

第八條 議員ハ年齡滿二十歳ニ達シタル者、テ、男女公民、普通、平等、直接及秘密選舉ニ依リ比例代表原則、従テ文ヲ選舉ス。

年齡滿二十五歳ニ達シタル者ニシテ投票權ヲ有スル者ハ議員トシテ選舉セラル、コトヲ得、

た、者ハ選舉權、行使ヨリ之ヲ除外ス。

(一) (二) 略

タ.

「セルヴ、クロアート、スロウエーン」（ユーロゴー）王國憲法

一九二一年六月十五日國民議會於テ可決
六月二十八日國王之ヲ布告ス

註

コノ國、憲法ハ一八八八年、セルヴィア王國憲
一一九〇三年再制定復活ニ頗ル類似ス
恰モ新憲法ト云ハシヨリハ寧ロ旧憲法、
領土統治ノ為ニ擴充シタルカ如キ觀ラ有

第七節 國民議會

第六九條 國民議會ハ少教代表、方法ヲ以テ普通、平等、
直接及祕密選舉ニヨリ國民、自由ニ選舉シタル代表ヲ
以テ構成ス。

住民四萬人每ニ代表者一人ヲ選舉ス、一選舉區ニ於ケル住
民、端教カニ萬五千以上ナルトキハ該端教ニ對シ尙一名、代

表者ヲ選舉ス、國民議會ハ四年、任期ヲ以テ選舉セラル、
選舉ニ關スル其他、規定ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第七〇條 選舉權ハ満二十一歳ニ達シタル生來、公民若ク
ハ帰化ニヨル公民、總テ之ヲ有ス、現職若クハ休職、士官並
ニ無任所、士官及現役、軍人、選舉權ヲ有スルコトヲ得ス、
又議員、候補者トナルコトヲ得ズ、法律ハ女子、選舉權ニ付
規定ヲ為スベシ。

第七二條 選舉權ヲ有スル者ノミ、國民議會、議員ニ選舉
セラル、コトヲ得、各候補者ハ下記、條項ヲ具備スルコトヲ
要ス。



群馬県立図書館



0706375-3